

767
206



1

0029419-000

767-206

臨時資金調整法講話

石巻良夫・著

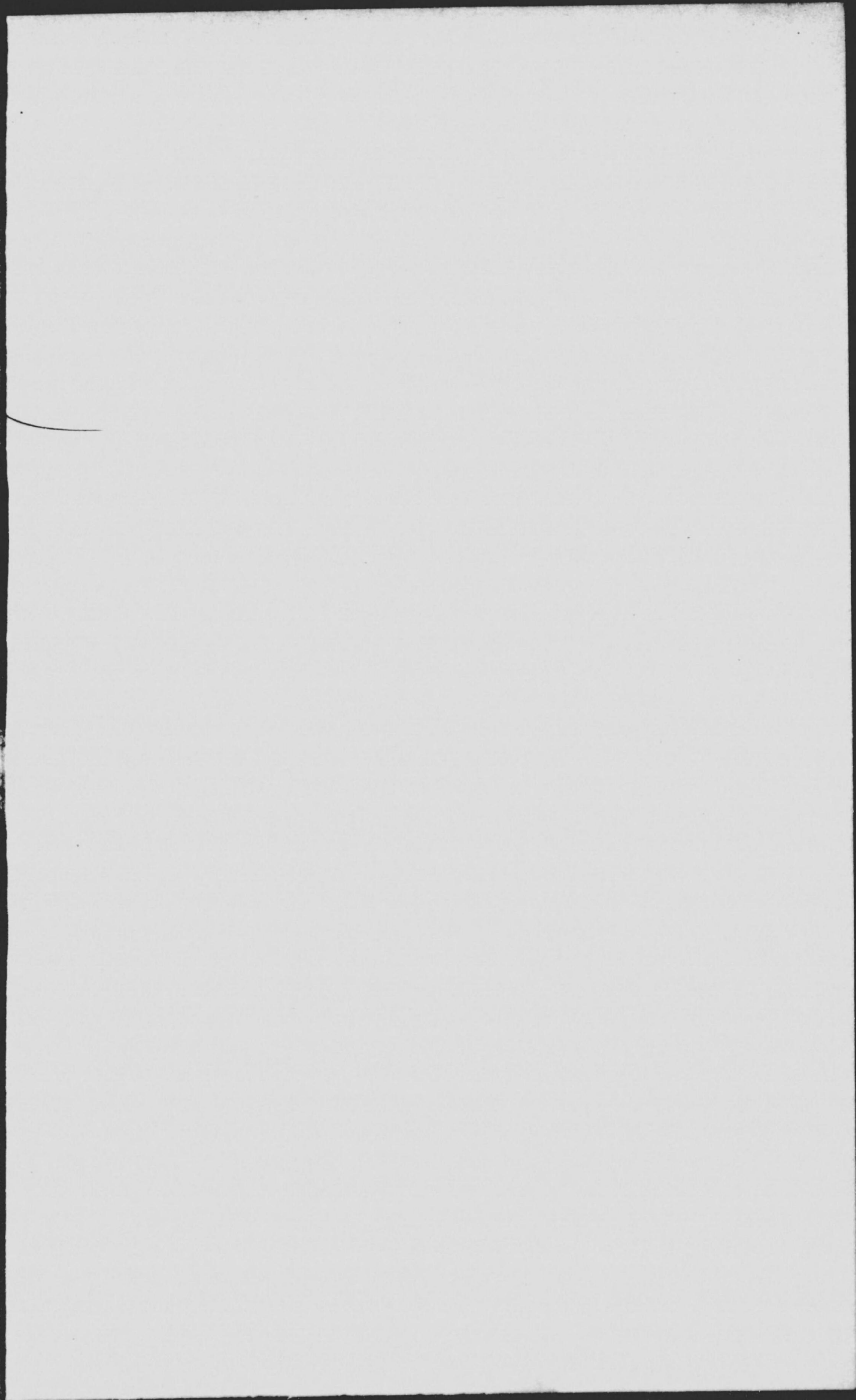
文雅堂書店

昭15

ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

608





石卷良夫著

臨時資金調整法講話

東京 文雅堂藏版



自序

臨時資金調整法は戰時經濟立法の重要なものゝ一つである。支那事變勃發の直後に於いて、輸出入品等臨時措置法と共に他の幾多の戰時經濟立法に率先して制定せられ、事變下に於ける統制經濟の先驅を爲した。其の後時局の進展に伴ひ、本法に依る資金統制は數度の法令改正を経て次第に強化され、制定當初に比すれば其の變化は甚だしい。然るに本法は銀行の日常業務と密接なる關係があり、其の命ずる所に従つて銀行は資金の自治的調整を行ひ、これに依つて國策に協力してゐるのである。而して直接的には事業設備資金の貸付又は有價證券の引受等に限られてゐるけれども、會社若くは個人が本法に依る認許可を受けて、事業設備の新設擴張の爲めに資金の移動が起れば、こ

れに對して銀行もまた決して没交渉ではあり得ない。

本書は銀行業務との關聯に重きを置いて、臨時資金調整法の理論と實際を説いたものであるから、著者としては是非銀行關係者の閲讀を請ひたいが、同時に本法に關する知識を求めてゐる研究家、事業家の期待にも添ふやうに心懸けた。勿論、本書には尙ほ幾多の不備な點がある。徐ろに研究を進めて他日に其の完成を期する所存である。

昭和十五年七月

著者識

● 著書目

- 追水久常著 臨時資金調整法逐條解説
- 大阪銀行協會編 臨時資金調整法便覽
- 銀行研究社編 臨時資金調整法研究(銀行研究特輯號)
- 同 臨時資金調整法の話(金融知識特輯號)
- 銀行問題研究會編 昭和十五年臨時資金調整法
年一月版
- 大藏省編 臨時資金調整法令

臨時資金調整法講話

目次

第一章 總論	一
第一節 本法制定の趣旨	一
第二節 本法の内容	二
第三節 本法關係法規	一七
第四節 本法及び關係法規の改正	三
第五節 施行期日及廢止の期日	三〇
第二章 事業資金の調整	三三

第一節 事業資金の貸付.....三五

第一款 金融機關.....三五

第二款 資金の用途.....三六

第三款 要許可限度.....三六

第四款 許可申請手續.....三七

第二節 有價證券の應募、引受又は募集の取扱.....三八

第一款 金融機關.....三八

第二款 證券引受業者.....三九

第三款 要許可限度.....四〇

第四款 許可申請手續.....四〇

第三節 資金の自治的調整.....四七

第一款 自治的調整の意義.....四七

第二款 自治的調整の内容.....四八

第三章 事業の調整.....二七

第一節 會社の調整.....二九

第一款 會社調整の意義.....二九

第二款 會社の設立.....三〇

第三款 會社の増本増加.....三一

第四款 會社の合併.....三二

第五款 會社の目的變更.....三三

第六款 第二回以後の株金拂込の徴收.....三三

第七款 社債の直接募集.....三四

第二節 事業設備の調整.....三〇

第四章 資金の供給及び吸收.....三一

第一節 興業債券の發行……………一八三

第二節 株金全額拂込前の増資……………一八九

第三節 社債の限度外發行……………一九四

第四節 割増金附貯蓄債券……………一九九

第五節 報國債券……………二〇四

第五章 資金状況の調査……………二二三

第一節 政府の調査権限……………二二五

第二節 國內資金の調査……………二二七

第三節 國際收支の調査……………二三三

第六章 制裁規定……………二三三

第一節 中止命令……………二三三

第七章 資金調整機關……………二三三

第一節 臨時資金調整委員會……………二三三

第二節 臨時資金審査委員會……………二三三

第三節 日本銀行……………二三九

第八章 外地に於ける資金調整……………二四七

第一節 外地の本法施行……………二四九

第二節 特例……………二五三

附錄 臨時資金調整法及關係法令 二七

目次(完)

臨時資金調整法講話

石卷良夫

第一章
總
論

第一節 本法制定の趣旨

臨時資金調整法は、第七十二回議會の協賛を経て、昭和十二年九月十日法律第八十六號を以て公布せられ、第十四條の規定（昭和十二年勅令第四九二號）は同月十五日よりこれを施行し（昭和十二年勅令第四九二號）、其の他の規定は同月二十七日より施行（昭和十二年勅令第五二六號）の運びとなつた。本法制定の目的は、同年九月六日の臨時議會に於いて、賀屋藏相の試みた本法案提出理由の説明中左の如く述べられてゐる。

本法案は今回之が事業ニ關聯致シマシテ、物資及び資金ノ需給ノ適合ヲ圖ル爲メ、國內資金ノ使用ヲ調整スルコトヲ目的トスルモノデアリマシテ、其ノ内容ハ事業資金ノ調整ヲ主トシ、貯蓄債券ノ發行及ビ資金ノ融通ノ便宜ヲ爲シテ、デアリマス。今後事件ノ進展ニ伴ヒマシテ、相當多額ノ事件費ガ國內ニ撒布セラル、ノデアリマスガ、其ノ結果ト致シマシテ各方面ノ企業ヲ刺戟シ、爲ニ生産資材ノ需要ハ益々旺盛トナルベキ傾向ニアルコトハ否マレヌ所デアリマスルガ、是等資材ノ豐富デナイ我國ト致シマシハ、其増大スル需要ニ對シ、差當リ之ヲ輸入ニ依ツテ補フノ外ナイノデアリマス。併シ乍ラ國際收支ノ關係上、無制限ニ是等資材ヲ輸入致シマスルコトハ適當デナイノデアリマスカラ、若シ別ニ方策ヲ講ジナイデ置キマスナ

ラバ此ノ際最モ必要ナル軍需關係並ニ時局ニ緊切ナル生産事業關係ノ資材ニ、不足ヲ來ス虞ナシトシナイノデアリマス。故ニ此際ト致シマシテハ、資材ガ當面不必要ナル方面ニ使用セラル、コトヲ抑止致シマスルト共ニ、必要ナル方面ニハ之ヲ圓滑且ツ潤澤ニ供給スルノ方策ヲ講スルコトガ、極メテ肝要デアルト信ズルノデアリマス。

課ツテ資金ノ方面ヨリ見マシテモ、時局ノ爲メ必要ナル物資ノ生産ニ對シテハ、資金ノ供給ヲ潤澤ナラシムルノ要アルハ勿論、他面巨額ノ公債ヲ消化シテ參リマスル上ニ於キマシテモ、此ノ際新規ノ投資ヲ適當ニ調整シ、資金ガ國防其ノ他時局ニ緊切ナル用途ニ向ケラレマスヤウニ致シマスルコトガ、極メテ肝要デアリマス。

これに依れば、本法も「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」(昭和十二年法 第九十二號)と共に、戰時資材の確保を以つて其の究極の目的としてゐる。

生産力擴充の必要

近代戰爭の特徴は、軍隊裝備の格段なる進歩の結果、過去の經驗を以つてしては、到底想像し難い程に多くの軍需資材を必要とする點にある。従つて新東亞建設の爲めに長期戰に従事しつゝある我が國も、戰爭が直接に消耗する物資の供給を圓滑ならしむる爲め、大量の軍需資材を確保

せねばならぬ。然るに我が國にては、此くの如き資材は必らずしも豊富でなく、また其の生産設備も十分とは云ひ難いから、これを外國よりの輸入に俟つ外ないが、現下國際收支其の他の關係を見れば無制限に輸入することも不可能である。そこで國家としては國際決濟力の涵養に努め、物資の輸入力を出來得る限り豊富ならしむるやう努力する一方、物資々材が當面不急又は不要なる方面に使用せらるゝことを抑制し、これを現下緊要なる方面に振向け、物資の使用を最も有效且つ適切ならしむるの方策を講じ、以つて軍需に對する物資の供給は勿論、軍事上缺くべからざる基礎産業の所要資材の供給を圓滑ならしむることが喫緊の急務となつた。而してこれが爲めには軍需工場其の他の事業設備の新設、擴張又は改良を必要とするから、不急不要なる方面の物資使用に抑制を加へ、軍需工場其の他の生産力擴充に遺憾なきを期せねばならぬ^(註)。物資の供給が乏しき現狀に於いて、其の需要と消費が無反省に行はれたならば、時局に緊切なる産業の生産力擴充を妨げ、戰爭目的を達成することが出來ない。故に物資使用の調整は今日の急務である。

(註) (一) 國家總動員法第十六條は事業設備の新設、擴張又は改良等の統制に關する規定であつて、不急不要と認めらるゝ事業設備の新設、擴張を抑制(制限又は禁止)し、又は總動員業務に屬する設備の新設擴張

を命ずることが出来るが、昭和十四年七月一日公布、同月十日施行の總動員業務設備令(昭和十四年勅令第四二七號)は、此の條項の一部を發動して總動員業務に屬する設備の新設、擴張を命ぜんとするものである。

資金の側面よりする物資調整

かくの如く時局産業の生産擴充對策として、物資使用の調整はこれを一日も等閑に附することが出来なくなつたが、不急不要産業の物資使用を抑制するには、かゝる事業への資金の流入に對して制限を設けるのが最も有效である。物資と資金とは相互に表裏の關係にあるもので、生産力擴充を急ぐ時局産業は、所要物資を得る爲めに益々多くの資金を調達する必要があるに拘らず、不急不要事業への資金流入を其の儘に放任するならば、時局産業に對し圓滑且つ潤澤に資金を供給することが出来ないばかりでなく、これが爲めに不急不要産業に於ける物資の需要も増大し、時局産業に對する物資の供給は圓滑を缺いて、生産力擴充に支障を來す虞れなしとせぬ。果して然らば不急不要産業の資金使用を制限することが、其の物資使用に抑制を加へる捷徑であつて、臨時資金調整法の目指すところも主として此の點にある。

臨時資金調整法第一條には「本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需要ノ適合ニ資スル爲國內

資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス」と規定せられてあり、國內資金の使用を調整することに依つて、不急不要産業への物資流入を抑制し、時局産業に對する物資の供給を圓滑且つ潤澤ならしめんとするものである。故に名稱は資金調整法と呼ぶも、目標は物にあつて金にあるのではない。凡ゆる戰時經濟立法の目的は物資の調整にある。而してこの臨時資金調整法は、物資の調整を行ふ一つの手段として、資金の供給を調整することに依り、資金の側面から物資の生産を或は促進し、或は制限すると云ふ機能を持つのである。

資金調整の對象

臨時資金調整法は、資金使用の調整に依つて、不急不要産業の物資使用を抑制し、時局事業の生産力擴充を助長する爲めに制定せられた戰時經濟立法である。従つて本法に於いては商業金融と工業金融、短期資金と長期資金の區別を設けず、これ等の總ての資金移動を統制せんとするのではなく、唯だ長期事業資金のみを調整の對象とし、事業設備の新設、擴張又は改良に向けられる資金の調整を爲すに過ぎぬ。

近來、法網を潜り、運轉資金と稱して借入れたる資金を設備資金に流用する者が少くないので、

かゝる弊害を断つ爲めに、資金調整の範囲を運轉資金にまで擴大すべしとの議があるけれども、現在の規定を以つてしては運轉資金を調整の對象とすることが出来ない。強ひてこれを行はんと欲するならば、本法を改正するか、然らざれば他の方法に據らなくてはならぬ(註)。

(註二) 運轉資金として貸出された資金が或は思惑資金となり、或は設備資金に流用される等の弊風があるので、昭和十四年十二月、金額十萬圓を超える運轉資金の貸出は、金融機關よりこれを大藏大臣に報告せしめることになつたが、更らに昭和十五年七月に至り大藏省銀行局は其の監督下にある金融機關に對し、四半期末の口座別貸出高が二十萬圓以上なる場合、各期經過後三週間以内に日本銀行本支店を經由して大藏省に報告書を提出せしめることにした。これは同一會社又は同一人が數個の銀行よりどの程度貸出を受けてゐるかを明確にし、資金調整上の資料たらしめんとする意圖に出たものである。

政府撤布資金の回收

臨時資金調整法制定の主たる目的は、不急不要産業への資金流入を抑制し、これを時局産業へ振向けることに依つて、其の生産力擴充を促進せしめんとするにあるが、斯くして不急不要産業への資金流入を抑制することが出来れば、それは亦た巨額の軍事費を調達する爲めに發行される國債の消化にも役立つ。臨時資金調整法は、事業資金の使用を節約して、これを國債消化に向け

ることを直接の目的とはしないけれども、事變の進展に伴ひ、國債發行によつて調達した資金が國內に撤布される金額は相當多額に上るから、これ等の資金に付いても必要な調整を行はない限り、一般の消費を増大し、物資の濫費を促し、或は投機を助長する等の弊を生ずるのみならず、一般物價の騰貴を招き、所謂悪性インフレーションを發生せしむる危険がある。従つてこれ等の資金に付いても其の需給を調整し、一方に於いては貯蓄を奨励すると共に、時局に緊切なる方面に使用せられ、徒らに濫費することなきやう適切なる調整を加へ、兼ねて國債の消化にも資する爲め適當なる方策を講ずる必要がある。本法制定の目的の一は則ち此の點に存するのである。

第二節 本法の内容

臨時資金調整法は、以上に述べた趣旨の下に制定せられた法律であるから、其の内容は雜多の諸規定を包含してゐる。戦時の資金統制と云ふ見地からすれば、何れも同一範圍に屬するものであるが、併し夫れ等諸規定の個々に付いては、其の性質上當然別個の法律となすを妥當とする。たゞ事變下に於ける臨時の非常立法である爲め、これを一括して同一法律中に盛ると云ふ便宜の

處置が講ぜられたに過ぎない。本法は大別して左の四項目とすることが出来る。

- 一、事業資金の調整
 - 二、時局産業に對する資金調達上の措置
 - 三、餘剩購買力の吸収
 - 四、金融事項の調査
- 事業資金の調整**

本法の中心は云ふまでもなく事業資金の調整である。而してこれには消極的方面と積極的方面とがあり、消極的方面に於いては不急不要産業への資金流入を抑制し、積極的方面に於いては時局産業の資金調達を容易ならしむる方法が講ぜられる。けれども時局産業の資金調達(註)を容易ならしむるには、先づ以つて不急不要産業への資金流入を抑制せねばならないのであるから、本法の第一義的な狙ひ所は消極的方面にある譯で、其の積極的方面に關する規定の如きは、寧ろ補足的に設けられてゐる觀がないでもない。本法が公布された當初に於いては、本法は時局産業の生産擴充を主眼とするもの、如くに、一般の人々の眼に映じたのであるが、資金調整を必要とし、

またこれが法律の急遽施行を餘儀なくされるに至つた事態から考察するも、其の主要目標の消極的方面にあることは殆んど疑ひのない所である。

(註三) 昭和十二年九月二十七日の本法施行以來昭和十五年三月末までの資金調整の實績、即ち金融機關の貸付、有價證券の募集、臨時資金調整法第四條、第四條ノ二及び第八條に依る申請の認許可及び他官廳よりの協議に同意せる事業設備金額は左の如くである。

業種	金融機關有價證券の貸付け募集に依りたるもの	臨時資金調整法第四條に依り認許可したるもの	他官廳より協議に同意したるもの	合計	百分比
	千圓	千圓	千圓	千圓	%
礦業	五、九〇八	二、〇〇〇	六三、三三九	七一、二四七	二・九
工業	一、九七八、三六六	四〇三、七七八	二、八三三、九七七	六、〇一六、一二一	六三・〇
農林業	三、三三三	—	九、二三三	一二、五六六	〇・一
水産業	四、〇三三	—	二六、二二二	三〇、二五五	〇・四
交通業	三、六〇、二七七	二、五、〇〇〇	三、〇一、二七七	一、〇一、四七四	三・三
商業	七三、八二八	—	九九、〇六九	一七二、八九七	二・一
雜業	一八五、五八八	二、〇〇〇	四六、五五五	二三四、一四三	三・三
其他の事業及施設	三三、〇六四	八、七二〇	一三、七〇九	五五、四九三	五・五
第一章總計				三三九、三三八	

合計	三、三九三、七四九	七三六、三二八	一、一三三、八二二	六三三、三三〇	九、三三三、七四九	100.0
百分比	三三・八	八・〇	一一・二	六・三	一〇・三	100.0

備考 第四條、第四條ノ二及第八條に依り認許可したるもの、累計は、これ等の規定に依る認許可額中設備資金に充當せられたるもののみをとり、舊債返還又は運轉資金等を含まない。

此の種の立法は、我が國がこれに先鞭をつけたものではなく、同様な趣旨の立法が第一次歐洲大戰の際、イギリス、フランス、アメリカ等の諸國に於て行はれた(註四)。而して其の目的は生産力擴充よりも、生産制限の方面に向けられたのである。

(註四) イギリスは開戦直後一九一五年一月十五日公布された大蔵省訓令に依り、新規起債を認可制とし、大蔵省に認可申請を爲さしめ、認可を受けた新規發行資本に非ざれば、株式取引所に上場することが出来ないやうにした。此の制度の運用機關として資本發行委員會が設置された。

フランスに於ては、一九一六年五月三十一日「交戦期間ニ於ケル有價證券發行權利制限法」を制定し、フランス國內に於ける有價證券の發行、賣買及び輸入は原則としてこれを禁止した。

アメリカに於ては、一九一八年一月、聯邦準備局内に資本發行委員會を設けて證券發行の統制に乗出したが、同年四月五日公布の戦時金融會社法に於て資本發行委員會に法律的根據を與へ、五月十七日この新規定に基いて別に資本發行委員會を設置し、従來の資本發行委員會を廢止して了つた。

時局産業に対する資金調達上の措置

不急不要産業への資金流入を抑制するならば、資金はこれに依つて自ら必要な方面に向ふ譯であるけれども、それだけでは決して充分とは云へない。積極的に時局産業へ資金を向けて行くこともまた資金調整の一方法であり、同時に軍需資材の確保上缺くべからざる措置と謂はなければならぬ。此の趣旨に基いて本法は興業債券の發行限度を擴張し、また社債發行に付いて商法の例外を認めてゐる。改正商法施行の昭和十五年一月一日以前に於いては、會社の増資に付いてもまた商法の例外を認めたが、改正商法は此の舊規定(舊商法第〇〇條)を削除したから、株金全額拂込前の増資は最早や商法の例外ではなす。

餘剰購買力の吸収

事變以來、尨大な軍費を樞軸とする莫大な政府支拂が繼續し(註五)、民間に撒布された政府資金の回收されずして、其の儘流通界に滞留するもの漸く多く、其の結果、兌換券の發行高は激増を告げ、これ等の手持通貨の増大は不當な購買力を刺戟して、物資の供給難に拍車をかけ、物價を彌が上にも昂騰せしむるのである。斯かる事態の進行は否應なしに悪性インフレーションの出現

となるから、これを避ける爲めには飽くまで民間購買力の吸収に努め、出来得る限り通貨の収縮を圖る必要がある。

(註五) 支那事變發生以來昭和十四年十二月末までに、政府資金支拂超過各年總額は次表の如くのである。

政府資金超過額	
昭和十二年	一、二八五、〇六六 ^{千圓}
同 十三年	四、七五四、三八七
同 十四年	五、三三四、二六二

そこで政府は事變發生の直後に於いて先づ本法に割増金附貯蓄債券發行に關する規定を設け、日本勸業銀行をしてこれを發行せしむることとし、別に行はるべき國債の郵便局賣出しと相俟つて、國民の貯蓄に十分の便宜を與へることを期したのである。併し其の後の情勢を見るに、通貨の流通高は彌よ膨脹し、インフレーション的傾向を激化するばかりなので、此の險惡なる事態に對して別個の措置を必要とし、これが對策の一つとして第七十五議會の協賛を経た臨時資金調整法中改正法律(昭和十五年法^{第七〇號})では、餘剩購買力を吸収すべき報國債券發行に關する規定を設けることに

なつた。これも併せて事變費資金獲得策となり、一石二鳥の効果を持つところの方法である。

金融事項の調査

以上に述べたところは資金調整の實體的方面であるが、資金の調整を爲すに付いては、其の基礎となるべき資料の精確なるものを整へる必要がある。政府は従來も金融事情、又は國際收支の狀況等につき調査を行つて來たが、臨時資金調整法の實施に伴ひ、また爲替管理の強化等に應じて一層精細なる調査資料が必要となつたから、本法は資金の需給、有價證券、國際收支、事業の資金計畫等に付き、關係者よりこれが報告を徴し、又は検査を爲し得ることとした。

第三節 本法關係法規

臨時資金調整法が、一個の戰時經濟立法であることは云ふまでもない。而もこれは支那事變勃發の直後に於いて公布施行され、他の多くの戰時經濟法に先驅してゐるのであつて、このことは金融統制の重要性を立證して餘りがある。本法は事變下に於ける事業資金調整の基本法であり、これに關聯して別に實體的規定を設けた勅令、省令其他を公布し、本法の運用に遺憾なきを期

してゐる。

臨時資金調整法

基本法であるところの臨時資金調整法を見ると、これは全文二十八箇條より成るもので、其の規定の内容は前節に於いて述べたる如く多岐に渉たる。本法の構成内容に従つて條文を分類すれば左の如くである。

一、事業資金の調整に関する規定

第一條、第二條、第三條、第四條、第四條ノ二、第五條、第十一條、第十二條

二、事業資金調達上の措置に関する規定

第六條、第七條、第八條、第九條、第十條

三、餘利購買力吸収の措置に関する規定

第十三條、第十四條、第十四條ノ二、第十四條ノ三、第十四條ノ四、第十四條ノ五、第十五條

四、資金狀況調査に関する規定

第十六條

五、罰則に関する規定

第十六條ノ二、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條

六、外地施行に関する規定

第二十一條

この外に本法施行上に関する附則が四項ある。

臨時資金調整の一部施行期日の件

臨時資金調整法は、昭和十二年九月十日法律第八十六號を以つて公布され、第十一條の規定が先づ同月十五日から施行されたが、これは臨時資金調整委員會に関する規定であつて、調整法の運用方針其の他を決定する爲め、同委員會の設置を必要としたからに外ならない(昭和十二年勅令第四九二號)。これを除く其の他の規定は同月二十七日から施行の運びとなつた(昭和十二年勅令第五二六號)。

臨時資金調整法施行令

臨時資金調整法に於ては其の規定中、取締事項を具體的に定めずして、委任命令に依るものが

少くない。臨時資金調整施行令は即ち本法に基く委任命令であつて、本法の施行に際し昭和十二年九月二十五日、勅令第五百二十七號を以て公布せられ、本法と同時に同月二十七日より施行の運びとなつた。本法に於いて政府に命令を委任し、これに基いて政府が命令を發する事項としては左の如きものを擧げることが出来る。

- 一、事業資金の貸付及び有價證券の引受等の要許可限度(施行令第一條、第二條、第三條)
 - 二、事業設備の新設、擴張又は改良の要許可限度(施行令第四條、第五條、第六條、第七條、第八條)
 - 三、臨時資金調整法第二條、第四條及び第四條ノ二の許可又は認可に關する事務を日本銀行をして取扱はしむるに付必要な事項(施行令第七條)
 - 四、興業債券の保證を爲すに必要な事項(施行令第八條)
 - 五、商法の規定に拘らず認可を受けて株金全額拂込前の増資、制限額を越ゆる社債の發行を爲し得る會社の事業の種類(施行令第九條)
 - 六、臨時資金調整法第十六條の規定に依り政府が検査を爲す場合の手續(施行令第十條)
- これ等の事項の多くは、その性質上事態の變化に即應せしむる爲、必要に應じて改正する臨機

の措置を講じなければならぬから、これを法律に於て規定することを不適當と認め、何時にても改正が出来るやう政府の命令に委任したのである。

臨時資金調整法施行細則

臨時資金調整法施行細則は、施行令に規定する事項の施行手續を規定したものであつて、昭和十二年九月二十五日、施行令と同時に、大藏・農林・商工省令を以て公布された。此の細則に於いて規定してゐるのは、許可若くは認可の申請又は報告に關する手續を主とし、此の外、臨時資金調整法第三條の規定に依り、同法第二條の規定を適用せざる金融機關又は證券引受業者の決定に關しても規定する所がある。尙ほ施行令第一條第二項に於いて、特に三萬圓以上の貸付に付いても許可を要することになつてゐる事業設備は、本細則の別表として其の細目を掲げた。

臨時資金調整委員會官制

臨時資金調整法第十一條の規定によれば、資金使用の調整に關し、重要な事項を調査する爲め、臨時資金調整委員會を置き、同委員會に關する規程は勅令を以て定むることになつてゐる。で、昭和十二年九月十五日、勅令第四百九十八號を以て臨時資金調整委員會官制が公布せられ、

即日これを施行した。

臨時資金審査委員会官制

許可又は認可に關する處分にして、事案の重要なものは臨時資金審査委員会の議を経ることとし、同委員会に關する規程は、臨時資金調整法第十二條に依り勅令を以てこれを定むることになつてゐるから、昭和十二年九月二十七日勅令第五百三十六號を以て公布、即日施行された。

臨時資金調整法を外地に施行する勅令

臨時資金調整法を朝鮮、臺灣又は樺太に施行するに當つては、經濟事情其他が内地と異なる點に鑑み、其の特殊事情に應じた特例を勅令を以て定むることとした(法第二)。そこでこれ等の外地に付いては、本法の或る部分を除き、其の他の部分に對し特別の定を爲した勅令が、左の如く各別に施行せられてゐる。

臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件(昭和十二年十月十五日
公布勅令第五九四號)

臨時資金調整法ヲ臺灣ニ施行スルノ件(昭和十二年十月十五日
公布勅令第五九五號)

臨時資金調整法ヲ樺太ニ施行スルノ件(昭和十二年十月二十三日
日公布勅令第六〇三號)

南洋群島は、委任統治地域なる爲め、臨時資金調整法を施行することが出来ないので、昭和十二年十一月十日、勅令第六百五十三號を以つて別個に南洋群島臨時資金調整令を公布施行し、關東州に於いても十一月九日、勅令第六百五十一號を以つて、別個に關東州臨時資金調整令を公布することになつた。

事業資金調整標準ニ關スル件

臨時資金調整法に依り、事業資金の調整を爲すに當りて、これに必要な事業資金調整標準に付き、臨時資金調整委員会に附議して決定公表されたものに「事業資金調整標準ニ關スル件」(昭和十二年九月)がある。金融機關又は證券引受業者に依る自治的資金調整と日本銀行に依る資金調整とに分ち、夫々の場合に於ける調整標準の準用方針を示し、事業の種類と其の時の情勢に應じて調整に遺憾なきを期してゐる。

自治的資金調整標準

自治的資金調整標準(昭和十二年九月)は、前記「事業資金調整標準ニ關スル件」のうちから自治的資金調整に關する部分だけを切離し、自治的資金調整を行ふ金融機關又は證券引受業者が、事業資金

調整標準を準用するに當つて、豫め知つて置かねばならぬ基本方針を示したものである。従つて此の準則の内容は「事業資金調整標準ニ關スル件」に掲ぐる所と殆んど異らない。

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

臨時資金調整法が公布せらるゝや、直ちに臨時資金調整委員會に關する規定(第十條)のみを他の部分と切離して九月十五日に施行し、官民の權威者四十餘名を以つて委員會を組織し、九月二十一日第一回の委員會を開催し、慎重審議の後決定されたのは「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準」及び「事業資金調整標準ニ關スル件」である。事業資金調整標準は事業資金の調整を行ふに當り缺くべからざるものであつて、事業主體の側よりする調整に付いては其の營む事業の種類に依り、また資金供給者の側よりする調整に付いては其の用途の如何に依つて、これを考慮すべきは當然であるが、此の際如何なる事業を緊要とし、また如何なる事業を不急不要とするかは實に本法運用の中軸を爲すものと謂はねばならぬ。故に政府はこれが決定に慎重を極め、本法案を第七十二議會に提出すると共に、關係各官廳官吏を以つて組織する臨時資金調整準備委員會を設け、前後六回に亙る會議に於いて慎重審議の上原案を作成し、更らに臨時資金調整委員會に附

議して其の正式決定を見るに至つたのである。

其の他の關係法規

この外に臨時資金調整法關係の法規として「臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ基ク命令ノ件」(昭和十三年大勅令第六八號)、「昭和十五年國內資金調査規則」(昭和十五年大勅令第一號)、「臨時資金調整法第十四條ノ四ノ規定ニ依ル報國債券ノ割増金ニ關スル件」(昭和十五年大勅令第三一號)等があるが、其の説明は後段に譲る。

第四節 本法及び關係法規の改正

臨時資金調整法及び其の關係法規は、支那事變勃發の直後、他の戰時經濟法に先んじて制定されたものであるから、事變の進展に伴ふ國內經濟事變の變化に應じて、其の諸規定を更らに強化するか又は更らに新規定を追加する必要が起り、次に述べるが如く屢々改正を行つてゐる。

臨時資金調整法の改正

臨時資金調整法は昭和十二年九月十日に公布されてから久しく其の改正を見なかつたが、昭和十四年四月に至り第一回及び第二回の改正が行はれ、昭和十五年三月第三回の改正が行はれた。

第一回改正 昭和十四年四月五日法律第六十八號

第二回改正 昭和十四年四月二十二日法律第八十六號

第三回改正 昭和十五年三月二十九日法律第七十號

(1) 第一回

第一回改正は法律第六十八號「商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律」によるもので、同法第三十六條は本法を左の通り改正した。

第九條第一項中「商法第二百條ノ規定ニ依ル制限」を「商法ニ規定スル制限」に改む。

第十條中「第五條」を削り同條に左の一項を加へた。

商法第二百九十六條乃至第二百九十八條ノ規定ハ貯蓄債券ニハ之ヲ適用セズ

(2) 第二回

昭和十四年四月二十二日に行はれた本法の改正^(註六)要旨は、會社以外の法人又は個人に付いても、一定金額以上の事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする時は、金融機關よりの借入等に依る場合を除き政府の許可を受けしむることとし、會社に付いては其の資本金に依る制限を撤

廢した。事業設備の新設、擴張又は改良に關しては、これが報告を徴し、又は検査を爲し得ることになり、また本法に違反して許可を受けず、又は本法に依る認可若くは許可に附したる條件に違反して事業設備の新設、擴張又は改良を爲したる者に對しては、其の中止を命ずることを得ることとした。何れも本法としては重要な改正である。

なほ政府保證興業債券の發行限度を二億圓より五億圓に、また割増金附貯蓄債券の發行限度を二億圓より五億圓に夫々擴張された。

(註六) 昭和十四年四月二十二日に行はれた改正の内容は左の如きものである。

第四條第二項を削り、第三號を第二號とする。

第四條ノ二の現行規定を加ふ。

第五條中「第二條」の下に「第四條」を加ふ。

第六條第一項中「五億圓」を「十億圓」に改め、同條第四項を現行規定の如く改む。

第十三條中「二億圓」を「五億圓」に改む。

第十六條に現行の第五號を加ふ。

第十六條ノ二の現行規定を加ふ。

第十七條第二號中「設備ノ新設、擴張若ハ改良」を削り、同條に現行の第三號を加ふ。

(2) 第三回

次に昭和十五年三月三十日、法律第七十號を以て第三回の改正を行つたが、これは貯蓄債券割増金の増額及び報國債券の發行に關する新規定(註七)を設くる爲めである。

(註七) 昭和十五年三月の改正では、第十四條中「百五十倍以内」を「三百倍以内」に改め、第十四條ノ二より第十四條ノ五に至る四箇條を加へ、第十五條を現行の如く改めた。

臨時資金調整法施行令の改正

臨時資金調整法施行令の改正が行はれた回数も比較的少い。今日までに行はれた改正は左の如く二回に過ぎぬ。

第一回改正 昭和十三年八月十五日勅令第五百九十號

第二回改正 昭和十四年四月二十二日勅令第二百二十四號

第一回の改正は單獨に行はれ、第二回の改正は臨時資金調整法の改正に伴ふて行はれたものである。以下、順を追ふて説明しやう。

(1) 第一回

昭和十三年八月十五日に行はれた改正(註八)では、主として要許可限度の金額が引上げられ、これが爲めに資金調整は著しく強化されることになつた。其の要旨を示せば即ち左の如くである。

- 一、事業資金の貸付、又は有價證券の應募、引受若しくは募集の取扱に關する要許可限度を、一口の金額十萬圓若しくは額面總額十萬圓以上から、一口五萬圓若しくは額面總額五萬圓以上に引下げたこと(註九)

- 二、會社の設立、増資、合併、目的變更、未拂込株金の徴收、社債の直接募集等の要許可限度を、資本金五十萬圓以上の會社から資本金二十萬圓以上の會社に引下げたこと(註十)

(註八) 昭和十三年八月十四日に行はれた臨時資金調整法改正は左の如きものである。

第一條中「十萬圓」を「五萬圓」に改む。

第二條中「十萬圓」を「五萬圓」に改む。

第四條中第一項中「五十萬圓」を「二十萬圓」に改む。

第五條第一項中「五十萬圓」を「二十萬圓」に改む。

第六條第一項中「五十萬圓」を「二十萬圓」に、同條第三項中「十萬圓」を「五萬圓」に改む。

(2) 第二回

更らに第二回改正では、法律の改正に伴ひ、其の要許可限度を更らに引下げ(註九)、資金調整は益々強化されることになつた。改正の要點を示せば左の如くである。

- 一、金融機關に依る貸付の要許可限度は、一般には現行の通り五萬圓としたが、不急不要と認めらるゝ事業設備の新設、擴張又は改良の爲め使用する資金の貸付に付いては、特にこれを三萬圓に引下げたこと(法第二條(三)條關係)
- 二、事業設備の新設、擴張又は改良に對する要許可限度は、一般には現行の通り五萬圓に据置きとしたが、不急不要の設備と認めらるゝものに付いては、特にこれを三萬圓に引下げたこと(法第四條(一)ノ二關係)
- 三、事業設備の新設、擴張又は改良に付き、許可を要せざるものゝ範圍を最小限度に止めたこと(同)

(註九) 昭和十四年四月に行はれた臨時資金調整施行令の改正は左の如きものである。
第一條に現在の第二項を加ふ。

第六條第一項中「相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ及相互會社」を「資本金二十萬圓以上ノ會社」ニ改メ、同條第三項を削る。

第六條ノ二及び第六條ノ三の現行規定を加ふ。

第七條中「又ハ第四條」を「第四條又ハ第四條ノ二」に改む。

第十一條を現行規定の如く改む。

臨時資金調整法施行細則の改正

臨時資金調整法施行細則の改正は、今日に至るまでに左の如く三回に互つて行はれてゐるが、施行細則の改正であるだけに、夫等は總て手續上の問題に過ぎない。

第一回改正 昭和十二年十月十三日大藏、農林、商工省令

第二回改正 昭和十三年八月十五日大藏、農林、商工省令

第三回改正 昭和十四年四月二十二日大藏、農林、商工省令

(1) 第一回

昭和十二年十月十三日の改正では、昭和十三年八月十五日に改正第十條第四項(註一〇)を加へ、臨

時資金調整法第四條施行の際現に事業設備の新設、擴張又は改良に着手せる會社に付いては、其の施行後一月内に當該新設、擴張又は改良が完了する見込ある場合に限り、許可申請書の提出を要しないことにした。

(註一〇) 昭和十二年十月十三日に追加された第十條第四項の規定は左の如きものである。

事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニシテ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ着手セルモノニ付テハ同條ノ規定ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限り、第一項及第二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

(2) 第二回

第二回の改正では、施行令の改正に依る要許可限度の引下げに伴ひ、從來其の規定の適用を受けなかつた會社で、新規に適用を受けることになつた會社に對し、二つの經過的規定(註一)を設けた。併しこれ等の規定は現行細則からは既に削除されてゐる。

(註一一) 細則第十條第三項の末尾に左の如く加へた。

資本金二十萬圓以上五十萬圓未満ノ會社ノ株金ノ拂込金ニシテ其ノ拂込ノ催告ガ昭和十三年勅令第五百九十號(本法施行令中改正ノ件ニ付)ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合亦同ジ

また同條第四項は左の如く改められた。

資本金二十萬圓以上五十萬圓未満ノ會社ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ資本金五十萬圓以上ノ會社ノ十萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十三年勅令第五百九十號施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ着手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月以内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限り第一項及第二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス
この二つの場合は、共に自己資金に依り事業設備の新設、擴張又は改良を爲すものと看做し、細則第十條第一項及び第二項の規定を適用することとしたのである。

(3) 第三回

第三回の施行細則改正(註二)の要旨を示せば大體左の如きもので、臨時資金調整法及び同法施行令の改正に伴ふ必然的改正と謂ふことが出来る。

一、臨時資金調整法第四條ノ二の新規定に基き、事業設備の新設、擴張又は改良を爲すに付き許可を受けんとする者の提出すべき許可申請書の記載事項及び其の添附書類に關する規定を設けたこと

二、臨時資金調整法第四條ノ二の新規定に基き、事業設備の新設、擴張又は改良に付き新たに

許可を受くるを要することとなりたる者に關し、必要な経過規定を設けたこと
三、其他必要なる手續上の改正を行つたこと

(註二) 昭和十四年四月二十二日に行はれた第三回目の施行細則改正の内容を示せば――

第五條第三項中「前項ノ定款作成ノ日」を「會社設立認可ノ日」に改む。

第六條第三項中「資本増加ノ決議ノ日」を「資本増加ノ認可ノ日」に改む。

第十條を削り第十一條を第十條とす。

第十一條の現行規定を加ふ。

第十七條第二項の現行規定を加ふ。

第十七條ノ二の現行規定を加ふ。

第十八條を現行規定の如く改む。

尙ほ施行令第一條第二項に定めた事業設備の詳細を其の別表として掲げた。

「事業資金調整標準ニ關スル件」の改正

「事業資金調整標準ニ關スル件」は、事業資金調整標準の改正に伴ひ、左の如く三回に亙つて其の改正が行はれた。

第一回改正 昭和十三年八月八日決定

第二回改正 昭和十四年四月八日決定

第三回改正 同年十二月二十八日決定

(1) 第一回改正

物資需給の新情勢は、舊來の運用方針を其の儘踏襲して行つたのでは、物資及び資金の使用を調整する上に不都合があるから、昭和十三年八月八日開催の臨時資金調整委員會の決定に基き施行令及び施行細則の改正と同時に「事業資金調整標準ニ關スル件」をも左の如く改正された。

一、甲の(イ)に屬する事業に關する貸付等にして三百萬圓を超ゆるもの、甲の(ロ)に屬する事業に關する貸付等にして百萬圓を超ゆるものに付いては、自治調整機關は日本銀行に協議すること

二、乙の(イ)に屬する事業に關する貸付等も三十萬圓を超ゆるものに付いては、日本銀行に協議すること

三、甲或は乙の(イ)に屬するものでも、其の完成に極めて長期間を要し、急速に効果を期待



し得ないやうな設備の新設、擴張は、金額の如何に拘らず自治調整機關から日本銀行に協議すること

四、其の事業が乙の（ロ）（ハ）又は丙に属するものでも、所要の資金と物資とを供給するに於いては、大に輸出を増進して、國際收支の改善に資し得べきものの貸付等は日本銀行に協議の上便宜の取扱を爲すこと

五、朝鮮、臺灣其の他の外地に於て經營する事業に對しては、滿洲其の他海外に於ける事業とは引離し、一々日本銀行に相談することなく、外地の標準に依り貸付等を行ふこと

六、災害復舊等の場合の自由取扱限度を十萬圓から五萬圓に引下げたこと

七、右の改正に伴ひ、自治調整機關より協議を受けたる場合、日本銀行が可否の意見を決定するに付いて、臨時資金審査委員會の意見を徴すべき事項を一括整理したこと

(2) 第二回改正

昭和十四年四月に行はれた第二回目の改正は左の如き内容のもので、これに依り自治調整の範圍は愈よ縮小されることになつた。

一、甲の（イ）に属する事業に関する貸付等にして二百萬圓を超ゆるもの、甲の（ロ）に属する事業に関する貸付等にして七十萬圓を超ゆるものに付いては、自治調整機關は日本銀行に協議すること

二、乙の（ロ）（ハ）及び丙に属する事業に関する貸付等に付いても、重要農林、水産物増産計畫の爲めに直接必要なりと認めたる時は、自治調整機關は日本銀行に協議の上特別の便宜の取扱をなすこと

(3) 第三回改正

昭和十四年十二月の第三回改正では、金融機關及び證券引受業者の自治調整限度を更らに引下げ、事業資金の貸付等に関する統制は一段と強化されたのである。

一、甲の（イ）に属する事業に関する貸付等にして五十萬圓を超ゆるもの、甲の（ロ）に属する事業に関する貸付等にして二十萬圓を超ゆるものに付いては、自治調整機關は日本銀行に協議すること

二、乙の（イ）に属する事業に関する貸付等にして、十萬圓を超ゆるものに付いては、自治調

整機關は日本銀行に協議すること

三、甲の(イ)(ハ)又は乙の(イ)に属する事業に關するものと雖も、事務所、青年學校、寄宿舎等生産に直接關係なき事業設備の新設、擴張又は改良に對する貸付に付いては、自治調整機關は日本銀行に協議すること

四、災害復舊等の場合自由貸付限度を撤廢し、總て日本銀行に協議を要することとしたこと
事業資金調整標準の改正

事業資金調整標準は、事態の變化に即應して、資金調整の目的を達成する爲め、今日までに左の如く三回の改正が行はれてゐる。

第一回 昭和十三年一月十八日決定

第二回 昭和十三年八月八日決定

第三回 昭和十四年十二月二十八日決定

(1) 第一回

昭和十三年一月十八日の臨時資金調整委員會で決定された事業資金調整標準(註一)の改正は、紡

織工業八、機械器具工業五、窯業二、化學工業七、食料品工業一、農林業一の比較廣範圍に互つて行はれてゐる。

(註一三) 昭和十三年一月十八日に決定された事業資金調整標準の改正は、左の如き内容のものである。

第二工 業

一、紡織工業

(三)人造纖維製造業 (1)大豆カゼイン又は牛乳カゼインを原料とする人造纖維乙ロ (2)其他乙イをハに

(四)のニ再生羊毛製造業乙ロ (五)紡績業 (5)人造纖維丙 (6)其他丙

(七)織物業 (2)人造纖維織物(交織物を含む) 乙ロを丙に (4)毛織物(交織物を含む) (イ)製紙用フェルト乙ロ (ロ)其他丙

二、金屬工業

(七)シャーリング業乙ロ

三、機械器具工業

(四)電氣機械器具製造業 (1)家庭用電氣器具丙 (2)其他乙イ

(廿二)時計製造業丙を乙ロに (廿四)車輛(部分品及附屬品を含む)製造業 (2)自動車 (イ)小型自

動車丙 (ロ) 其他甲

五、窯業

(六)セメント製品製造業 (1)セメント柱及管乙イ (2)其他丙

六、化学工業

(二)工業薬品製造業 (3)ソーダ灰乙イを乙ロに (4)苛性ソーダ同 (14)カーバイド乙ハを乙ロに

(四)人造ゴム及び再生ゴム製造業乙イ

(二十八)寫眞用フィルム乾板及び感光紙製造業 (1)醫療寫眞用及び航空寫眞用フィルム乙イ (2)

其他乙イを乙ハに

(卅一)の二擬革製造業乙イ

九、食料品工業

(十四)製氷及冷凍業丙を乙ロに (なほ漁業組合經營のもの漁港に於ける小規模のもの及外地に於ける

ものに付ては特別の取扱をなすこと)

第三 農林業

農林業

(三)雜農業 (2)苧麻、亞麻及大麻乙イ

(2) 第二回

昭和十三年八月八日開催の臨時資金調整委員會の決定に基き、事業資金調整標準の第二回改正(註一)が行はれ、その結果、甲類では甲の(イ)七十四、同(ロ)三十五、計百七を甲の(イ)五十五、同(ロ)三十五、計八十とし、乙類では乙の(イ)八十四、同(ロ)六十、同(ハ)六十四、計二百八を、乙の(イ)八十一、同(ロ)六十九、同(ハ)七十五、計二百二十五とし、丙類は百五十五を百五十三とした。總計では四百七十が四百六十八と二事業の減少である。

(註一四) 昭和十三年八月に行はれた事業資金調整標準の第二回改正の内容は左の如くである。

第一 鑛業

二、土石採取業

(一)アルミニウム原礦採取業 (1)明礬石甲イを甲ロに (2)燐土頁岩甲イを甲ロに

(二)其他の土石採取業 (6)酸性白土甲ロを乙イに

第二 工業

一、紡織工業

(二)人造絹絲製造業 (1)アセチルセルロース絹絲乙ロを乙ハに (五)紡織業 (3)麻糸 (イ)亞麻絲

乙イを乙ロに (七)織物業 (五)麻織物(交織物を含む) (イ)亞麻織物乙イを乙ハに

二、金屬工業

(四)鑄物業 (一)銑鐵鑄物 (イ)鑄鐵管乙ロを乙ハに (五)鑄物以外の金屬製品製造業 (九)鐵塔、橋梁の建設材料乙イを乙ハに (十)ドラム罐甲ロを乙ロに (16)人造纖維製造用ノズル乙イを乙ハに

三、機械器具工業

(三)原動機製造業 (3)内燃機關 (ロ)ガソリン機關甲イを乙イに、(二)重油機關甲イを乙イに、(六)無線及び有線電信電話機械器具製造業 (一)無線電信電話機械器具 (イ)家庭用ラヂオ用具丙 (ロ)其他甲ロ (2)有線電信電話機械器具甲ロを乙ロに (十)紡織機械器具製造業 (一)針布乙ロを乙ハに (十三)化學工業用機械裝置製造業 (3)高壓化學工業用機械器具甲イを甲ロに (二十八)ミシン製造業乙ロを乙ハに (三十四)車輛(部分品及び附屬品を含む)製造業 (一)鐵道及軌道用車輛 (ハ)客車乙ロを乙ハに (2)自動車 (ロ)貨物及軍用自動車甲イ (ハ)其他乙イ (三十五)造船業(部分品及附屬品を含む)製造業 (一)鋼船甲イを甲ロに (2)木船乙イを乙ロに (四十)ベルト車、齒車、車輪、車軸及軸受製造業 (一)球軸受甲イを甲ロに

五、窯業

(二)ガラス及ガラス製造業 (3)乾板用板ガラス乙イを乙ロに (5)強化ガラス甲ロを乙イに (6)安

全ガラス甲ロを乙イに (7)船燈用着色ガラス甲ロを乙イに (三)煉瓦及耐火物製造業 (一)耐火煉瓦甲ロを乙イに (八)珪瑯鏡器製造業 (一)工業用耐酸性のもの乙イを乙ロに

六、化學工業

(二)工業藥品製造業 (一)硫酸甲イを乙ロに (2)硝酸甲イを乙イに (3)ソーダ灰乙ロを乙ハに (4)苛性ソーダ乙ロを乙ハに (6)壓縮ガス (ロ)鹽素乙イを乙ハに (8)石炭酸甲イを甲ロに (9)メタノール甲イを甲ロに (10)グリセリン甲イを乙ロに (13)硝酸アンモン甲イを乙ロに (三)染料及中間物製造業 (2)合成染料乙イを乙ロに (3)染料中間物其他コールドタル分溜物誘導體甲イを甲ロに (九)發火物製造業 (一)火藥甲イを甲ロに (3)導火索甲イを甲ロに (二十)ゴム製品製造業 (一)軟質ゴム製品 (イ)タイヤ及其の附屬品 (甲)自動車用及航空機用のもの甲イを甲ロに (ロ)防毒具乙ハを甲ロに (二十一)人造樹脂及同製品製造業(1及2の區分を廢止す)乙ハを乙ロに (二十四)製紙業 (3)其他(新聞用紙の項を削除す)丙 (二十六)アセチルセルロース製品製造業(1及2の區分を廢止す)乙ハ (二十九)肥料製造業 (2)礦物質のもの (ロ)磷酸アンモン乙イを乙ロに (ニ)硫酸カリ乙イを乙ロに (3)配合肥料乙イを乙ロに (三十五)炭素製品製造業 (一)電氣用カーボン甲ロを乙イに (2)活性炭甲ロを乙イに

九、食料品工業

(九) 鑄造製造業乙ロを乙イに (十二) 機械製造業乙イを乙ロに

十、電氣及瓦斯業

(一) 電氣供給事業 (二) 其他乙イを乙ロに

十一、其他の工業

(三) 綿及麻製網、繩及綱製造業乙ハを丙に (十二) 線綿製造業乙イを丙に (十二ノ二) 別號に掲げざる

輸出品製造業乙イ

第五 交通業

一、運輸業

(一) 鐵道及軌道(1及2の區分を廢止す)乙ロ (二) 自動車 (三) 貨物自動車甲ロを乙ロに (三) 海運業

(1) 遠洋航路甲ロを乙イに (2) 近海航路甲ロを乙イに (3) 沿岸航路 (ロ) 其他乙イを乙ロに

二、電信電話業乙イを乙ハに

第七 雜業

一、雜業

(五) 旅館業乙ハを丙に

第八 其他の事業及施設

一、其他の事業及施設

(十) 公共的組合事業を削除す

右の改正の根本方針となつたものは――

一、差當り生産力擴充の必要なものは格下げを行ふ。

二、材料及び原料の關係上、生産設備を擴張するも效果なきものは寧ろ擴充を差控ふべきものとして格下げを行ふ。

の二點であり、此の角度に依つて調整標準に再検討を加へた結果、此の二つの方針に觸れるものは殆んど全部の部門に互つて格下げが行はれた。言はゞ生産力擴充の重要目標に對して内容的な修正が行はれた譯である。右の格下げに對して輸出振興に關する業種、鑄造製造業、人造樹脂及加工製品製造業に格上げが行はれ、同じ趣旨に於て輸出雜品の製造業が新たに乙の(イ)に指定された。

(3) 第三回

昭和十四年十二月二十八日開催の臨時資金調製委員會に於いて決定された事業資金調製標準の改正(註二)は、大體左の如き方針に基くものである。

一、生産が擴充關係産業並に兵器(部分品を含む)製造業及び航空機(部分品及び附屬品を含む)

製造業を他の産業と切離して甲の(イ)に属せしめたこと

二、現在既に事業設備の新設、擴張を見た結果、今後其の新設、擴張を必要としない産業及び原材料の関係等もあり、此の際事業設備の新設、擴張を許さないのを適當と認める産業に付いては其の標準を適當に引下げたこと

右の結果、甲の(イ)は生産力擴充計畫産業^{註一}及び兵器、航空機製造業のみとし、甲の(ロ)は生産力擴充及び軍需に密接なる關係を有する産業であつて、今後事業設備の新設、擴張又は改良を必要とするものを屬せしめた。而して此の改正では、生産品それ自體としては時局に緊要なものであつても、設備として既に充分のものであれば、其の標準を引下げたのから見て、今回の改正が生産品それ自體の重要性と直接に關係のない點は注目を要する。従來甲の(イ)に屬したもので甲の(ロ)以下に下つたものは二十二、甲の(ロ)以下から甲の(イ)に上つたものは十一で、結局甲の(イ)は従來の五十五種から四十四種に変更された。

(註一五) 第三回改正の内容は左の如し。

第一 礦 業

一、探 礦 業

- (一) 金屬礦業 (5) アンチモン鑛甲イを甲ロに (6) 水銀鑛甲イを甲ロに (9) 硫化鐵鑛甲イを甲ロに
- (11) マンガン鑛甲イを甲ロに (12) タングステン鑛甲イを甲ロに (13) モリブデン鑛甲イを甲ロに
- (15) コバルト鑛甲イを甲ロに (四) 其の他の鑛業 (一) 燐鑛甲ロを乙イに (2) 雲母甲ロを乙イに
- (4) 石棉甲ロを乙イに

二、土石採取業

- (一) アルミニウム原鑛採取業 (1) 明礬石甲ロを乙イに (2) 礬土頁岩甲ロを乙イに (3) 粘土(ボーキサイトを含む) 甲イを乙イに

第二 工 業

一、紡織工業

- (九) 絲布加工業 (1) 漂白、精練、染色、捺染業乙ロを乙ハに

二、金屬工業

- (一) 鑛鐵業 (2) 普通銑鐵のみを製造するもの乙ロを甲イに (二) 非鐵金屬製鐵業 (2) 白金甲イを甲ロに (3) 銀丙を乙イに (7) アンチモン甲イを甲ロに (8) 水銀甲イを甲ロに (10) タングステン甲イを甲ロに (12) コバルト甲イを甲ロに (三) 非鐵金屬材料品製造業 (1) 銅乙イを乙ロに (2) 鉛乙

イを乙ロに (3) 亜鉛乙イを乙ロに (4) ニッケル乙イを乙ロに (5) アルミニウム乙イを乙ロに
 (6) 黄銅乙イを乙ロに (7) 青銅(機青銅を含む)乙イを乙ロに (8) 白銅乙イを乙ロに (9) 輕合金甲
 イを甲ロに (10) 減摩合金乙イを乙ロに (11) 鐵乙イを乙ロに (四) 鑄物業 (1) 銑鐵鑄物 (ロ) 機械
 用のもの乙イを乙ハに (2) 可鍛鐵鑄物甲イを乙イに

三、機械器具工業

(二) 自動車用ガス發生裝置製造業甲ロを乙イに (九) 探鑛選鑛及び製鍊機械器具製造業甲イを甲ロに
 (十一) 工作機械器具(部分品を含む)製造業 (2) 工具及刀具類甲イを甲ロに (十八) 氣體壓縮機製造業
 甲ロを乙イに (三十四) 車軸(部分品及附屬品を含む)製造業 (1) 鐵道及軌道用車輛 (イ) 機關車甲ロ
 を甲イに (ハ) 客車乙ハを甲イに (二) 貨車甲ロを甲イに (2) 自動車 (ハ) 其他乙イを甲イに (三十
 五) 造船業(部分品及附屬品を含む) (1) 鋼船甲ロを甲イに

五、窯業

(二) ガラス及ガラス製品製造業 (9) ガラスファイバー及ロウクワール(新設)乙イ

六、化學工業

(一) 製藥業 (1) 醫藥乙ロを乙イに (二) 工業藥品製造業 (3) ソーダ灰乙ハを甲イに (4) 苛性ソー
 ダ乙ハを甲イに (十二) コークス及コールタル分留物製造業甲イを甲ロに (二十三) パルプ製造業乙

イを甲イに (二十九) 肥料製造業 (2) 礦物質のもの (イ) 過磷酸石炭丙を乙ロに (ハ) 硫酸甲ロを甲

イに (三十) 工業鹽製造業乙イを甲イに (三十六) 農藥藥品製造業(新設)乙イ

第三 農林業

一、農林業

(六) 畜産業 (1) 綿羊甲イ(新設) (2) 其他乙ロ

第五 交通業

一、運輸業

(二) 自動車 (3) 貨物自動車乙ロを乙イに (三) 海運業 (1) 遠洋航路乙イを甲ロに (3) 近海航路乙
 イを甲ロに

第六 商業

一、物品販賣業

(二) 其他乙ハを丙に

三、貿易業

(一) 石油輸入業甲イを乙イに

七、其他の商業

- (一) 仲買、委託販賣及仲立業乙へを丙に
- (六) 其の他乙へを丙に

従来、甲には軍需に直接関係ある産業及びこれと密接なる関係にある基礎産業にして、現在事業設備不
充分なるか、又は時局の関係上需要増し、その結果事業設備の不足を来すべしと豫想せられ、従つて事
業設備の新設、擴張又は改良を必要とするものをこれに屬せしめ、事業の性質に應じて(イ)(ロ)の二段階
に區別してゐたが、これを改正し甲の(イ)には生産力擴充計畫産業並に兵器(部分品を含む)製造業及び
航空機(部分品及び附屬品を含む)製造業を屬せしめ、甲の(ロ)には生産力擴充計畫及び軍需に密接なる
関係を有する産業にして、今後事業設備の新設、擴張又は改良を必要とするものを屬せしむることになつ
たのである。

また、現在既に一應事業設備の整備を終つたもの、並に原材料の関係から設備の新設、擴張を適當とし
ないもの等は、逆にその格下げが行はれた。

(註一六) 生産力擴充関係の十五品目を示せば即ち左の如し。

- (一) 鐵、鋼 (二) 石炭 (三) 輕金屬 (四) 非鐵金屬 (五) 石油及びその代用品 (六) 曹達及加工業鹽
- (七) 硫酸アンモニア (八) パルプ (九) 金 (十) 工作機械 (十一) 鐵道車輛 (十二) 船舶 (十三) 自
動車 (十四) 羊毛 (十五) 電力

第五節 施行期日及廢止の期日

施行の期日

本法の施行期日は、其の各條に付き勅令を以て定められた(法附則第一項)。これは第十一條を他の規定
に先立つて施行することの必要に基いたもので、臨時資金調整委員會の設置を急ぐ事情の爲め、
同條はこれを他の部分と切り離して、昭和十二年九月十五日からこれを施行し、其の他の部分が
施行されたのは同年九月二十七日からである。

廢止の期日

本法は第十四條及び第十四條ノ三乃至第十五條を除き、支那事變終了後一年内にこれを廢止す
ることになつてゐる(法附則第二項)。これ本法が支那事變に關聯し時局に對應すべく制定された非常時立
法なるが爲めであつて、金融界、事業界の廣汎なる分野に亙り、國民に大なる犠牲を負擔せしめ
てゐる點に鑑みるならば、事變終了後は成るべく速かにこれを廢止する必要がある。けれども事
變終了と共にこれを廢止することは、却つて不測の混亂を招く虞れがあるので、其の點を考慮し

て廢止時期を事變終了後の一年内と定めた。たゞ茲で問題となるのは事變終了の意義である。既に中華民國には新國民政府が成立し、近く日支兩國の間に和平協定を取り結ぶ段階にまで到達したが、我が方としては蔣政権が壊滅するか又は屈服するまでは、討伐の手を緩めないのであるから、今次事變は蔣政権の存続する限り繼續するものと思ふの外なく、従つて本法もまた今後尙ほ當分は存置されるであらう。

廢止手續

而して假りに何れの日にか事變が終了するものとし、其の日より一年を経過せば當然本法は失効するかといふに、事實は必らずしもさうではないのであつて、其の一年内に於いては先づ廢止法律を制定し、法律の定むる期日に至り、始めて廢止の運びとなる順序である。

第二章 事業資金の調整

第一節 事業資金の貸付

第一款 金融機関

内地の金融機関

金融機関が一定金額を越ゆる事業資金の貸付を爲さんとする時は、原則として政府の許可を受けなければならぬ。

こゝで金融機関といふのは「銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會」(註一)等指すのである。銀行とは普通銀行及び貯蓄銀行の外特別の法令に依り設立せられたる銀行を意味する。信託會社とは信託業法に依り信託業を営む株式會社であり、保險會社とは保險業法に依り保險事業を営む株式會社又は相互會社である。以上三者の外に産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及び北海道府縣を區域とする信用組合聯合會を加へて、臨時資金調整法に於いてはこれを金融機関(註二)と總稱してゐる。

(注一七) 各金融機關が事業設備資金の貸付に付いて、如何なる地位を占めてゐるかを知らる爲め、左に政府發表の資金調整実績に依り金融機關別貸付状況を示さう。

	昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年		昭和十五年 第一四半期	
	金額 千圓	百分比	金額 千圓	百分比	金額 千圓	百分比	金額 千圓	百分比
銀行	三三、九六五	八二・九%	九六、〇三五	八四・五%	一、三三八、四三三	八四・三%	三三、六一一	八六・八%
信託會社	三九、九五七	一四四	一三六、九五七	一二・九	三三、八九〇	二四・二	三九、八五七	一一・一
保險會社	七、二九二	二・六	三三、四三三	二・九	一六、〇五三	一・〇	八〇〇	〇・二
其他	四四	〇・一	八、〇八二	〇・七	九、三三三	一・五	六、七四六	一・九
合計	三九、六五九	一〇〇・〇	一、一六六、四九五	一〇〇・〇	一、三八九、七九一	一〇〇・〇	三九、〇一四	一〇〇・〇

統制を受けざる金融機關

この外に、無盡會社、信用組合等の金融機關があるけれども、これ等の金融機關は互助共榮の趣旨の下に、庶民階級に對して零細なる小口金融を營むものであり、且つ資金の運用に付き相當嚴重な法令上の制限を受けてゐる點等から觀て、これ等の庶民金融機關を本法の適用範圍に入れることは妥當でない。故に本法ではこれを其の適用範圍から除外してゐる。

金融機關の本店關係

本法に所謂金融機關とは、其の本店たると支店たるとを問はない。苟くも營業所が本法施行地内に存在する限り、悉く統制を受けなければならぬ。本店と支店とは同一の經營體で、不可分の關係にあるから、本店が自治的調整を行ふ場合には、當然支店にもそれが及ぶことになり、支店は地方團體に加入するを要しないが、併し本店が加入して居る限り、支店も當然自治的調整を行ふべきであつて、一定金額を越ゆる事業資金の貸付を爲すに當りては、最寄日本銀行支店に報告又は協議せねばならぬ。

外地の金融機關

外地に於ては内地と其の事情を異にするから、臨時資金調整法の規定を其の儘これに適用することが出来ない。故に外地に付いては其の金融機關に關し、勅令を以つて特別の規定を設けてゐる。即ち朝鮮にありては、銀行、信託會社、保險會社、東洋拓殖會社及び朝鮮金融組合聯合會を謂ひ(昭和十二年勅令第五九四號第二條)、臺灣にありては銀行、保險會社及び臺灣拓殖株式會社を謂ひ(昭和十二年勅令第五九四號第二條)、臺南にありては銀行、保險會社及び臺灣拓殖株式會社を謂ひ(昭和十二年勅令第五九四號第二條)、樺太にありては銀行及び樺太を區域とする信用組合聯合會を謂ふ(昭和十二年勅令第六〇三號第二條)。

なほ臨時資金調整法とは別個に、單獨の臨時資金調整令を布いてゐる關東州に於いては銀行、保險會社及び東洋拓殖株式會社が臨時資金調整法第二條の金融機關に該當し(昭和十二年勅令第一六五二號第二條)、また南洋群島に於いては、南洋拓殖株式會社がこれに當るものとした(昭和十二年勅令第一六五三號第二條)。

第二款 資金の用途

設備資金

これ等の金融機關に依つて行はれる貸付は、其の全部が資金調整の對象となるのではなく、事業に屬する設備の新設、擴張若くは改良に關する資金、即ち設備資金のみを調整せんとするものであり、従つて運轉資金其他の短期資金は本法に依る調整とは何等の關係がないのである。

事業に屬する設備

事業に屬する設備とは、事業の爲めに使用せられ、相當長期間に互り固定するものを謂ふのであるが、茲に事業とは、法人にあつては法令の規定に従ひ、定款等に依つて定められた目的の範圍の活動を謂ひ、個人にあつては營業は勿論、廣く私生活以外の目的の爲めの活動を指稱する。

併し本法定定の趣旨より考へて、事業設備の意味は相當廣義に解釋せられてゐる。製造事業に付いて言へば、工場、機械、装置等は事業設備であるが、各種の原料等は事業設備ではない。また物品販賣業に於いては、店頭の商品或は在庫品等は事業設備ではないが、店舗、事務所、倉庫、電話、自動車、トラック等は事業設備である。

併し同種の物品であつても、事業の性質若くは其の目的に依り、或る場合は事業設備と解されるに拘らず、他の場合には事業設備でないことがある。例へば百貨店の配達用自動車、又は運送業者の運送用のトラックは事業設備であるが、自動車販賣商の店頭に在る商品なる自動車又はトラックは事業設備ではない。またビルディングを建て、貸室を爲し、或は工場、事務所を設ける場合の敷地は事業設備に屬するが、土地會社の所有に係る土地は分讓賣却を目的としてゐる商品であつて、これを事業設備といふことは出來ぬ。また木材會社が製材用として立木を買付け、或は立木を伐採する等の目的を以て山林を購入するのは、商品若くは材料の仕入れを意味し、其の會社の事業設備とはならないが、其の山地を植林に利用し、將來の伐採に備へる時は明らかに事業設備と見られる。

此くの如く同一の物品が、時には固定資産となり、時には流動資産となるのであるから、運轉資金として貸付けられた資金が、意外にも設備資金であつたりすることのないやうに、金融機關は貸付を爲すに當りて、其の用途を慎重に調査する必要がある。殊に近來は資金調整の強化に伴ひ、運轉資金を設備資金に流用する傾向があるので、金融機關としては特に此の點に關し、充分注意を拂はなければならぬ。實際に運轉資金として使用せらるゝ資金ならば、資金調整法の適用範圍外にあるが、如何なる名目を以つてするも、設備資金に對しては飽くまでこれに調整を加ふべきである。

事業設備の實體

本法に謂ふ事業設備は有體物に限られてゐる。資金調整の目的は、不急不要産業の物資使用に制限を加へて、時局産業の生産力擴充又は軍需品の製造に必要な物資の供給を確保するにあるから、こゝでは有體物でなければ事業設備とは看做さない。無體財産たる特許權、鑛山權、漁業權等の如きは、經濟上の通念よりすれば固定資産であるけれども、本法の所謂事業設備ではない。従つて「のれん」「老舗」等の如きも事業設備のうちに加へぬ。

新設、擴張又は改良

各種産業が事業資金を必要とするのは、其の生産設備の新設、擴張又は改良を爲さんが爲めである。新設とは新に事業設備を建設し、又は材料装置等を購入する場合を謂ひ、擴張とは既存の事業設備を擴大する場合を謂ふ。既存の事業設備を買収する場合の如きは、新設又は擴張の何れかに屬するものと解さなければならぬ。改良とは既設の事業設備の能率を増進する爲めに行ふ工作であつて、單なる修理修繕の如きは本法の所謂改良ではない。故に修理修繕の口實の下に、法網を潜つて事業設備の擴張又は改良を爲さんとする者のないやうに、金融機關は充分に警戒を加ふべきである。

貸付に適合せる事業設備

金融機關が事業資金の貸付を行ふに當りては、其の資金が如何なる事業設備に使用せらるゝかの點を明らかにせねばならぬ。事業設備の性質如何に依りては、金融機關はこれに對して資金の貸付を爲すことが出来ない。事業の種類に依りても、其の貸付に寛嚴があるが、同時に設備の性質から觀て、貸付の適否が決定されるのである。其の貸付を適當でないと認める設備には左記の

場合がある。

(1) 時局に對して不急不要と認められる設備

事業資金調整標準の乙の(ハ)又は丙に属する事業の設備ならば、一應不急不要と認めらるる設備と解すべきであるが、臨時資金調整法施行令第一條第二項及び同法施行細則別表に掲げた事業設備は、何れも不急不要の事業設備たるの故を以つて、これに對する金融機關の貸付はより多く制限を加へられてゐる。施行令に掲げた事業設備は左の如きものである(令第一條第二項)。

- 一、化粧品、化粧用具、喫煙用具、身邊用細貨類、毛皮製品、羽毛製品若は羽毛を用ひたる製品、皮革製品、玩具、室内遊戯具、樂器、其の部分品若は附屬品、室内裝飾品、照明器具、家具、致酔飲料、清涼飲料、調味料、菓子又は飴の製造用の設備
- 二、映畫製作用の設備
- 三、物品販賣用の設備
- 四、理容店用、沿場用、旅館用、料理店用又は貸席用の設備
- 五、興行用の設備

六、社交用、娯樂用又は遊興用の設備

臨時資金調整法施行細則別表に掲ぐるものは、主務大臣が施行令第一條第二項及び第六條ノ二但書の規定に依り定めたこれ等各種設備の明細に過ぎない(同第二七)併し其の事業設備が果して不急不要のものなりや否やは、獨り事業の性質に依つてのみ決すべきでなく、設備の使用目的からこれを判断することが必要であつて、時局に緊要な事業ならば、使用目的の如何を問はず其の設備の凡てを認めると言ふが如きことはこれを避け、事業の重要性とは別個に其の設備の使用目的をも調査して、これに對する貸付の可否を決定せねばならぬ。假令如何なる時局産業と雖も、生産に直接關係なき事業設備の新設擴張の如きは、物資の缺乏を訴へつゝある現状から見ても、此の際寧ろ進んでこれを抑制すべきものであらう(註二)。

(註一八)「事業資金調整標準ニ關スル件」(昭和十四年十二月改正)によれば、事業資金調整標準中、甲の(イ)(ロ)又は乙の(イ)に屬する事業に關するものと雖も、事務所、青年學校、寄宿舎等生産に直接關係なき事業設備の新設、擴張又は改良に對する貸付に付いては、これを金融機關の自治的調整に一任せずして、日本銀行に協議せしむることとした。これ事業設備が事業自體の重要性と關係のない場合の一例であつて、使用目的の如何は資金調整上これを等閑に附してはならぬ。

(2) 最早や新設、擴張を必要とせざる事業設備

現在既に事業設備の新設、擴張を見たる結果、今後其の新設、擴張を必要とせざる産業に對しては、當然貸付に制限を加へなければならぬ。如何に時局に緊要な産業であつても、資材の浪費となるが如き恐れある場合には、これに對する貸付は抑制せられざるを得ない。昭和十四年二月の事業資金調整標準の改正では、この種の産業に對する標準を引下げた。

併し効率主義の見地からすれば、新規に其の事業を開始する者よりも、既に同一事業を繼續してゐる者の方が製造能率に於いて勝り、また技術に於いても一日の長があるから、資材不足勝ちの時局下にあつて、資材の能率的使用を圖るには、假令其の擴張が一應完了してゐる場合でも、物資の需給状態から見て、既設事業に對する貸付を優先的に取扱ふべきであらう。また小規模な中小工業の新設擴張も、同様の意味に於いて大企業の新設擴張に比すれば、これに餘り多くの期待は出来ないから、其の設備が一應の完成を告げてゐると否とに拘らず、大企業の新設、擴張を優先的に認めるのが政府の方針のやうである。

(3) 資材の関係等から新設、擴張せしめざるを適當とする事業設備

事業設備の新設、擴張又は改良に付いては、資材の入手困難の爲め完成に長期間を要し、差當り急速に効果を期待し得ない場合がある。折角資金及び物資を投じ乍ら、所期の生産力擴充が實現しなければ、それだけ資金物資に無駄を生ずることとなるから、物資需給の現状に鑑み、差當り事業設備の擴張を多少差控えるのを適當と認めた場合には、これに對する資金の供給は抑制されるのである。殊に今日の如く各種物資の輸入並に消費の制限乃至禁止が高度化されてゐる際に於いては、此の種の資金供給に制限を加ふることが益々必要となる。昭和十四年十二月の調整標準改正でも、資材の需給関係から考へて、此の際事業設備の新設擴張を爲さしめざるを適當と認めらるゝ産業に付いては、其の標準を適當に引下げた。

貸付に適する事業設備

臨時資金調整法の運用方針は、不急不要産業に於ける事業設備の新設、擴張を抑止し、其の方面で使用せらるゝ物資をも時局産業に於ける事業設備の新設、擴張に利用せしめんとするのであるから、金融機關が事業資金を供給するに當つても、如何なる種類の事業、如何なる目的の設備に付いては其の貸付を不許可とするか、先決問題となる。従つて不許可とならざる貸付は悉く許

可される筈であるが、併しこれ等の貸付も、事業の種類、設備の目的に従つて其の取扱ひを異にし、優先的に許可されるものと、然らざるものがある。次に貸付に適する事業設備に付いて述べよう。

(1) 時局に緊要と認めらるゝ事業設備

生産力擴充計畫産業並に兵器（部分品を含む）製造業及び航空機（部分品及び附屬品を含む）製造業に屬する事業設備は、時局に對して最も緊要と認めらるゝ事業設備であるから、これに要する資金の貸付は優先的に許可されることになつてゐる。また生産力擴充計畫及び軍需に密接なる關係を有する産業で、今後事業設備の新設、擴張又は改良を必要とするものならば、これに對する貸付も事情の許す限り許可される。

(2) 輸出品の製造に必要な事業設備

輸出の振興に依つて外貨を獲得し、時局に緊要なる物資の輸入力を増大せしむることは、我が國現下の急務とせらるゝ所であるから、事業の種類何たるを問はず、其の事業設備の新設、擴張又は改良に依り、直接輸出を増進せしめ得る場合は、これに要する資金の貸付を爲すことは差

支ない。故に自治的調整に於いても、かゝる種類の貸付に付いては、日本銀行に協議の上、特別に便宜の取扱をすることが許されてゐる。自治的調整を爲さざる金融機關の貸付も、日本銀行はこれに對して許可を與ふるに躊躇しないであらう。

(3) 重要農林水産物増産計畫の遂行に直接必要な事業設備

重要農林水産物の増産計畫は、事變下に於ける我が國策に基くものであるから、これが遂行に直接必要な事業設備の新設、擴張又は改良に關し、其の所要資金の貸付を爲すことは、(2)の場合と同様既に政府の認むる所であつて、自治的調整を行ふ場合には、日本銀行に協議の上、特別に便宜の取扱を爲すことが出来る。自治的調整を爲さざる金融機關の貸付にても、日本銀行に對して許可申請を爲せば、特に許可が與へられる。

(4) 事業の運轉に支障を來さざる爲めに改良を要する事業設備

(5) 店舗、工場、事務所等の安全及び保健上改良を要する事業設備

(6) 災害の復舊を要する事業設備

これ等の事業設備の諸工作に付き要する資金の貸付も、其の事業の種類何たるを問はず、(2)

(3)の場合と同様に特別の取扱が出来ることになつてゐる。

(7) 地方公共団体の事業、國家が補助金、助成金又は奨励金を交付する事業、政府が資金の調達を爲したる事業、若くは政府が事業の遂行を承認したる事業等に於ける事業設備
これ等の事業設備の新設、擴張又は改良に要する資金の貸付も、また特別の取扱が出来ることになつてゐる。

第三款 要許可限度

貸付の意義

本法に所謂貸付とは大體に於いて銀行法第一條の「金錢ノ貸付」を意味するが、併し「金錢ノ貸付」の全部ではなく、事業設備の新設、擴張又は改良に要する資金即ち設備資金の貸付のみに限定され、運轉資金の貸付はこれに加はらない。従つて貸付の形式としては、手形貸付と證書貸付の二つが最も多く、これ等の形式を以てする貸付は長期間に亙つて固定する性質の設備資金を貸付くるに適してゐる。然らば其の他の形式の貸付は行はれないかと云ふに、實際には行はれる

場合があり得る。

(1) 當座貸越

當座貸越は通常運轉資金の爲めに使用されるものであるから、本法の適用を受くる場合は少ないが、併しこれが設備資金に使用されることが明らかである場合には、矢張り本法の適用事項として適用を受けなければならぬ。而して此の取引は豫め取引契約を結び、時に應じて過振らせるのであるから、其の都度許可の申請をするとか、日銀に協議すると言ふ手續を執つてゐては間に合はない。若し出来得るならば、取引開始前に許可を受けて置くとか好いが、元來運轉資金に充てることを建前としてゐる爲め實際問題としては事前に於ける許可申請は困難視される。故に取引開始の當初から設備資金に使用することが判明してゐる場合は事前許可を受くべく、中途に於いて其の必要を生じた場合は、其の時に許可を受ける手續を執るの外ない。

(2) 割引手形

銀行法は割引手形を手形貸付と區別してゐるが、手形貸付は既成の債權を資金化する方法であるから、其の本質として本法の所謂貸付には含まざるものと解すべきである。併し乍ら本法の適

用を免れんが爲めに、殊更ら手形割引の形式を執る場合は、これをも本法の所謂貸付と見做し、金融機關は成規の手續を執らなければならぬ。

要するに本法の所謂貸付に付いては、調整標準が其の資金の使途に依つて定まり、貸付形式の何たるを問はない。如何なる形式に依る貸付にても、資金が事業設備の新設、擴張又は改良に使用せらるゝ場合は、本法の所謂貸付として其の適用を受けるのである。従つて金融機關は、其の貸付が事業設備の新設、擴張又は改良の爲めに使用せらるゝものなりや否やを判別することが必要であり、貸付が假令短期の手形に依る場合でも、資金の性質上切替へられて結局長期のものになることがあるから、貸付の申込を受けたる時は、金融機關は自己の責任に於いて資金の使途を豫め十分に調査し、形式の點よりも資金そのものに付いて其の使途を明らかにせねばならぬ。

貸 付 先

資金の貸付先は、個人たると法人たるとを問はない。昭和十四年四月に於ける法律改正に依り其の適用範圍を擴張して、會社の外個人及び會社以外の法人（財團法人、社團法人）にもこれを及ぼすに至るまでは、これ等の方面は本法第二條、第三條の規定に依つて、各種の金融機關から資

金の融通を受くる場合に於いてのみ統制を受けたに過ぎぬ。此くの如く金融機關の資金貸付では當初から個人及び會社以外の法人も、また本法の適用を受けてゐたのである。

貸 付 の 制 限

金融機關が、事業に屬する設備の新設、擴張又は改良に關する資金の貸付を爲すには、一定金額までは自由であるが、其の金額を越ゆる場合は政府の許可を受けなければならぬ。而して其の要許可限度は現在左の如く定められてゐる（令第一〇一號）。

一、一口の金額五萬圓以上のもの

二、貸付總額五萬圓以上に及ぶべき數口に互るもの

こゝに數口に互る貸付とは、金融機關の同一人に對する事業設備の新設、擴張又は改良に關する貸付の數口が、一聯としての關係を有するものと認めらるる場合である（註二）。假令、同一人に對する數口の貸付總額が五萬圓を超へても、各口の間は何等關係なく個々獨立してゐたならば、この規定の適用を受けない。従つて同一人に對する貸付であつても、二聯以上の事業設備の新設等に互る場合は、これを切離して其の各々に付き、貸付金額が五萬圓以上に及ぶかどうか問題

になる。

(註一九) 一聯の事業設備の新設、擴張又は改良に關する貸付が數口に分かれ、其の總金額五萬圓以上にする時は、其の第一回の貸付を爲す前に、豫め總額に付いて許可を受けることを要し、第二回以後の貸付に對しては、其の都度の許可申請を省略することが出来るけれども、これが報告は其の貸付の都度行なければならぬ(施行細則第一四條)

かくの如く事業資金の資付に付いては、一口の金額五萬圓以上若くは數口に互る總額五萬圓以上に及ぶべき場合、金融機關は主務大臣の許可を受くることになつてゐるが、貸付を受けんとする資金が使用せらるる設備の性質如何に依つては、其の要許可限度は特に三萬圓以上に引下げられるのである。即ち施行令第一條第二項に掲ぐる事業設備にして、施行細則別表に定むるもの新設、擴張又は改良の爲めに使用せらるる資金の貸付に付いては、其の金額三萬圓を以て要許可限度とする。これ等の事業設備は、物品税を課税せらるる物品(物品税法)の中、比較的奢侈と認めらるるもの、製造設備及び國民の消費抑制上、此の際増設を差控ふるを適當と認むる種類の設備であつて、且つ比較的少額の經費を以て設備を爲し得るものを選んだ(別第一七條)。

併しこゝで注意を要することは、臨時資金調整法第二條は自治的調整を爲さざる金融機關に適用される點であつて、自治的調整を爲す金融機關は、當初より一件の貸付金額三萬圓以上のものに付いて自治的調整を行つて來たから、第二條第二項の要許可限度もこれと歩調を合せて、法制の整備を圖る意味から三萬圓と定めたのである。

許可不要の貸付

金融機關は以上述べる所に依り、事業資金の貸付を爲さんとする時は、主務大臣の許可を受けるのが原則となつてゐるが、たゞ行政官廳の認可又は許可を受けて借入るる資金の貸付を爲す場合に於いては、許可を受くることを要しない(令第三條第一項第一號)。これは徒らに其の手續の煩雜となるを避ける爲めである。即ち此の場合に於いては、金融機關より資金の貸付を受けんとする者は、それに先立ち既に借入自體に付いて行政官廳の認可又は許可(註二〇)を受けてゐるから、金融機關の側から其の貸付を爲さんとする時には、改めて許可を受ける必要はない。こゝに行政官廳とは必らずしも各省大臣の意味ではなく、これを廣義に解すべきである。

(註二〇) 此の場合に於ける行政官廳の許可又は認可は、法令即ち法律、勅令、制令、律令、省令、府縣令

等に直接根據して借入金を爲すに付いて、與へられたるものなることを必要とする。補助金の交付に伴ふ補助命令等に依る許可又は認可は此の場合に該當しないから、其の者に對する資金の貸付は原則通り主務大臣の許可を受けなければならぬ。

尤も等しく行政官廳の認可又は許可であつても、臨時資金調整法に依る認可、許可の標準は、此の法律の目的に鑑み自ら別に存在するから、當該事項の主務大臣は大藏、商工の兩大臣に協議し、(令第三條第二項)以つて其の運用上に遺憾なきを期せねばならぬ。

第四款 許可申請手續

許可申請

金融機關が、臨時資金調整法第二條の規定に依り、貸付の許可を受けんとする時は、次に列擧する各事項を記載した主務大臣宛(註三)の許可申請書(正副二通、控一通)を作成し、日本銀行の本店又は支店を経て提出(註二)することを要する(則條)。

一、申請者の住所及商號又は名稱

二、借主の住所及氏名、商號又は名稱

三、貸付の種類、時期及金額(數口に互るときは貸付總額並に各口の貸付の種類、時期及び金額)

四、貸付の利率、償還期限其の他の條件

五、借主が貸付金を使用して爲す事業設備の新設、擴張又は改良に關する計畫及び其の豫算の

大要、並に資金の調達方法

これ等の記載事項のうち特に注意すべきは、借主が借入金を使用して爲すべき事業設備の内容を出來得る限り詳細に記載すること、これは本法の立法の趣旨に鑑み、許可の可否を決定するに當り、最も重要な資料となるから、金融機關としても特に入念の記載を必要とする。自治調整を爲す金融機關が、日本銀行に協議する場合に於いても、其の承認を得るためには許可申請書に準じ其の必要事項を夫々記入して協議書を作成すべきである。なほ右の許可申請書(正副二通、控一通)には左に掲ぐる書類を添附せねばならない(則第二條第二項)。

一、借主の事業の大要を知るに足る書類

二、借主が會社なるときは最終の貸借對照表及び損益計算書



借主の事業の概要を知るに足る書類とは、定款その他事業の概要を説明した書類を謂ひ、また最終の貸借対照表とは、此の書類を提出する日に最も近い営業期末に於ける貸借対照表の意味であつて、會社の事業状況を知る爲めに必要な書類である。

借主が他の行政官廳より補助命令或は監督命令等に依り借入金に付き、許可を受けてゐる如き場合、當該許可書の寫を添附することは、許可の手續を簡易化する上に極めて便宜がある。なほ申請者は主務大臣から許可申請書の副本の提出を命ぜられ、或は申請書又はこれに添附すべき書類に關し別段の指示を受くることがあり、關係者も許可に關し別に必要な書類の提出を命ぜられることがある(七條第一)。

(註二一) 金融機關の貸付に付いて許可権を有する主務大臣は、銀行及び信託會社に對しては大藏大臣、保險會社に對しては商工大臣、商工組合中央金庫に對しては大藏大臣及び商工大臣、産業組合中央金庫及び北海道府縣を區域とする信用組合聯合會に對しては大藏大臣及び農林大臣とする(令第一一條第一項、則第一八條)。朝鮮總督、臺灣では臺灣總督、樺太では樺太廳長官が勅令に依り主務大臣に代はる。

(註二二) 金融機關の支店に於て爲す貸付に付いては、當該支店より最寄の日本銀行支店を経て主務大臣宛に許可申請書を提出するのである。

金融機關が其の貸付に付き主務大臣の許可を受けるのは、臨時資金調整法第三條の規定に依り自治的調整を行はな場合(註三)に限つてゐるが、今日の實際を見れば、特殊の一二金融機關を除いて、有力なるものは全部自治的調整を爲すから、金融機關が貸付に付き許可を受くるは寧ろその例外に屬する。

(註三) 昭和十四年末現在の金融機關に付いて、自治的調整を行ふものと、然らざるもの數を示せば左の如くである。

	自治的調整を行ふもの	自治的調整を行はざるもの	合計
特別銀行	六	—	六
農工銀行	五	—	五
普通銀行	三二二	二	三二四
貯蓄銀行	七二	—	七二
信託會社	二七	—	二七
保險會社	七七	三	八〇
證券引受業者	八	—	八

産業組合中央金庫	一	一	一
信用組合聯合會	四七	四七	四七
商工組合中央金庫	一	一	一
外國銀行支店	五	一一	一六
計	五七一	一七	五八八

許可申請計書其の他の書類に虚偽の記載を爲したる時は、法の命ずる所に依り處罰されなければならぬ(法第一八條第三項、同第一九條)。

貸付の許可

事業資金貸付の可否に関する事務は日本銀行をして取扱はしめ(第四章)、事案の重要なものは臨時資金審査委員會に附議せられる(第五章)。而して許可、不許可の決定は、事業資金調整標準に據るのであるが、場合に依つては條件付で許可されることがある。なほ大藏大臣が銀行、信託會社に對し貸付の許可を爲さんとする時は商工大臣に、商工大臣が保險會社に對し貸付の許可を爲さんとする時は大藏大臣に夫々協議せねばならぬ(令第一八條第二項)。

事業資金の貸付に付いて、主務大臣の許可ある時は適法に貸付を爲し得るに反し、許可を受け

ずして又は不許可となりたるにも拘らず、恣に貸付を爲したるときは法の命ずる所に依り處罰せられるのである(法第一七條、及び一九條)。

貸付に関する報告書

金融機關は、左の場合に於いては、其の都度日本銀行の本法又は支店を経て、主務大臣宛に報告書を提出せねばならぬ(則第一)。

一、事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる一口五萬圓以上の資金の貸付を爲したるとき

二、事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる貸付總額五萬圓以上に及ぶべき數口に互る資金の貸付を爲したるとき

併し左の場合に於いては、其の都度報告書を提出する必要なく、一月分を取纏めて翌月十日迄に報告書を提出すればよいのである(則第二)。

一、事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるると認むる一口三萬圓以上の資金の貸付を爲したるとき

二、事業設備の新設 擴張又は改良の爲に使用せらるゝと認むる総額三萬圓以上に及ぶべき數口に互へ資金の貸付を爲したるとき
 金融機關が事業資金の貸付を爲したる場合は、五萬圓以上の時も 三萬圓以上五萬圓未滿の時
 も、左記事項を夫々記載して報告することを要する(別第一)

- 一、借主の住所及氏名、商號又は名稱
- 二、借主の事業種類
- 三、貸付の年月日
- 四、貸付の種類及金額
- 五、貸付の利率、償還期限其他の條件
- 六、貸付金の用途

本報告書に付いて特に注意すべきことは 貸付は一口毎に區分して記載し、貸付金額五萬圓以上の場合は正副二通の外に控共三通を要するが、五萬圓以下の場合には控共二通にて差支ない。左に掲ぐるのは本報告書の書式である。

第一號様式

事業設備資金ノ貸付報告書

大藏大臣 大臣

股 長

昭和 年 月 日 提出

住 所
商號又は稱

(印)

貸付年月日	借主ノ住所及氏名ハ又ハ商號稱	貸付ノ種類	借主ノ事業ノ種類	貸付金ノ用途	貸付金額	利率	償還期限	其他ノ條件	備 考

- 注意
1. 貸付ハ一口毎ニ區分シテ記載スルコト
 2. 「借主ノ事業」ノ種類稱ニハ事業ノ業別細目別ヲ「事業資金調整標準」ニ從ヒ記載シテ該貸付ノ資金ヲ使用スル事業ニハ〇印ヲ附スルコト
 3. 「貸付金ノ用途稱」ニハ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ニ區分シ、工場敷地ノ買収、工場ノ建築、機械器具ノ買入、事務所ノ擴張等ト記載スルコト
 4. 「貸付金額」稱ニハ貸付金ノ用途別ニ金額ヲ記載シ且共ノ合計ヲ附スルコト
 5. 「備考」稱ニハ下記ノ事項ヲ記載スルコト
 - イ 數口ニ亘ル資金ノ貸付ノ場合ニ在リテハ其ノ貸付總額

- ロ 貸付ニ付許可ヲ受ケタルモノナル場合ニ在リテハ其ノ許可番號及許可金額
 - ハ 連帶債務ノ場合ニテハ實際ニ資金ヲ使用スル者ノ氏名商號又ハ名稱
 - ニ 借主ト實際ニ資金ヲ使用スル者ト異ル場合ニ在リテハ其ノ住所及氏名商號又ハ名稱
 - ホ 事業設備ノ新設 擴張又ハ改良ニ要スル經費ノ決定總額
 - ハ 其ノ他参考トナルモノキ事項
6. 本報告書ハ貸付金額五萬圓以上ナル場合ニ在リテハ正副二通提出スルコト
 7. 本報告書ノ用紙ハ總務省(官報)トナルコト

第二節 有價證券の應募、引受又は募集の取扱

第一款 金融機關

金融機關又は證券引受業者は、額面總額五萬圓以上(特定の事業に付いては三萬圓以上)の有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲さんとする時は、原則として主務大臣の許可を受けなければならぬ(法第^二條)。此の場合に於ける金融機關の意味は、貸付の場合(法第^五條以下)と同一であるが、有價證券の引受又は募集の取扱は銀行及び信託會社に限られてゐる。

第二款 證券引受業者

こゝに證券引受業者とは「金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者」(法第^三條)である。有價證券引受業法に依るも「本法ニ於テ有價證券引受業トハ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス營業ヲ謂フ」(法第^一條)とあり、銀行、信託會社又は特別の法律に依り設立せられたる法人にして、有價證券引受業を営む者は、有價證券引受業法の適用を受けない(同第^二條)。而して同法に依れば、有價證券引受業は、主務大臣の免許を受くるに非ざればこれを営むことを得ないのであるが、臨時資金調整法に於いては必ずしも、有價證券引受業法に依る免許あることを以つて、所謂證券引受業者の資格とはしてゐない。併し實際に於いて有價證券引受業法に依り免許を受けざる證券引受業者は存在しないのであるから、免許を受けたる有價證券引受業者が、本法の所謂證券引受業者に該當するものと解して差支ない。

勿論、證券引受業者は、前示の業務のみを営むものではなく、其の他の業務、例へば有價證券の賣買、仲介及びこれ等に附隨する業務をも併せ営むのを普通とするが、たゞ有價證券の賣買、

仲介其の他これに附随する業務のみを営む所謂株式会社業者(有價證券募集)等はこれに含まない。而して本法に於いて證券引受業者に對する主務大臣は大藏大臣である(令第一一八條第一項、即第一八條)。

第三款 要許可限度

所謂有價證券

本法の所謂有價證券とは、國債、地方債及び臨時資金調整法施行地内に本店を有する會社の株式以外のものである(施行令)。國債は政府自らこれを發行するから、本法に依る調整の對象とする要がなく、地方債は其の發行に付いて政府の認可(府縣令第一三三條、市町第一六七條)を要するものであるから、これまた調整の對象とならず、また本邦株式に付いては本法第四條に依り、會社の設立又は増資自身が認可事項となつてゐる爲め、其の應募、引受又は募集の取扱に付き許可を受けしむる必要を認めないのであらう。従つて本法に於いて有價證券と謂ふのは、實際問題としては社債と外國の證券とを指すことになる。

而して此の如き有價證券の應募、引受又は募集の取扱は、其の如何なる場合たるを問はず政府

の許可を要するのであつて、これに依り調達される資金の用途を問題としないのは、許可申請書の記載事項として、資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲めに使用せらるるものなる時はこれに關する計畫及び其の豫算の主要並に社債以外の資金の調達方法を記載せしめ、設備資金以外にも社債に依る調達資金の使用せらるゝことを認めてゐる一事に徴して明らかである(四條)。

應募、引受及び募集の取扱

本法に於いて有價證券に付き調整の對象となつてゐるのは、これが應募、引受及び募集の取扱であつて、有價證券の賣買は本法の範圍外に屬する。

(1) 應募

本法に依り許可を受くべき有價證券の應募とは、社債發行の際社債申込證(前法第三三條)に依りこれに應ずる場合を謂ひ、賣出發行に應じて社債券の買入れを爲す場合はこゝに謂ふ應募ではない。

(2) 引受

本法の許可を受くべき有價證券の引受とは、發行者との契約に依り、特定人が有價證券の引受を爲す場合であつて、これには總額引受(前法第三〇二條、信託法第二五條、同第三二條)と一部引受の二種がある。

(3) 募集の取扱

本法の許可を受くべき募集の取扱とは、有價證券の募集に付き委託を受くる場合であつて、即ち契約に依り募集の委託を受けたる特定人が、自己の名を以つて会社の爲に社債募集の手續を爲す場合(商法第三〇四條)並に請負募集を爲すが如き場合を意味する。

要許可限度

金融機關又は證券引受業者が、額面總額五萬圓以上(三萬圓以上は自治的調整の場合)の有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲さんとする時は、主務大臣たる大藏大臣の許可を受けなければならぬ(施行令第三條)。此の額面總額は一件の應募、引受又は募集の取扱に付き謂ふのであり、シンディケート銀行團の引受の如き場合に於いては、共同にて引受くる總額を謂ふのである。

許可を要せざる場合

此くの如く本法に於いては、金融機關又は證券引受業者が、額面總額五萬圓以上の有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲さんとする時は、主務大臣の許可を受くることを原則とするが、併し左記の場合に於いては、二重に認可又は許可を受くる煩雜なる手續を避ける爲め、特に本法

に依る許可を受くることを要しない(令第三條)。

一、行政官廳の認可、又は許可を受け發行する有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲すとき(註二)

二、本法以外の法令に依り行政官廳の認可、又は許可を受け有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲すとき(註三)

(註二) 此の事例は特殊會社の社債發行に見る所である。例へば東洋拓殖會社、東北振興株式會社、南滿洲鐵道株式會社、日本製鐵株式會社、日本産金振興株式會社、北支那開發株式會社、中支那振興株式會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫等の社債發行は何れもこれに屬する。

(註三) 此の場合に於ける事例として日本興業銀行を擧げることが出来る。

行政官廳が前記の認可又は許可を爲さんとするときは、當該事項の主務大臣より大藏大臣に協議するを要すること、貸付の場合(七四頁)と同様である(令第三條)。

第四款 許可申請手續

金融機關又は證券引受業者が、臨時資金調整法施行令第二條の規定に依り主務大臣の許可を受けんとするときは、日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣宛に許可申請書を提出しなければならぬ。右の許可申請書の記載事項は、有價證券の應募の場合と、有價證券の引受又は募集の取扱の場合とに依つて異なる。

(1) 應募の場合

有價證券の應募に付き主務大臣（保險會社は商工大臣）の許可を受けんとするときは、其の許可申請書（正副二通、控一通）に左の事項を記載せねばならぬ（附則第三條）。

- 一、申請者の住所及び商號又は名稱
- 二、有價證券發行者の住所及商號又は名稱
- 三、應募する有價證券の種類、數量及び價額

これ等の記載事項のうち、特に入念に記載せらるべきものは發行に依り調達せらるべき資金の用途であり、有價證券の發行に依り調達せらるる資金の外に、他の方法に依り調達せらるる資金をも併せ使用する場合には、其の調達方法、事業計畫及び豫算の大要等を成るべく詳細に記載す

る必要がある。また有價證券の種類は、社債、外國株式等の區別、銘柄及び擔保の有無（若し有れば其の種類）を記載し、價額は額面價額及び拂込價額を記載するのである。

而してこの許可申請書には、調整上の参考に供する爲め――

- 一、有價證券發行者の事業の大要を知るに足る書類
- 二、社債申込證又はこれに準すべきものの雛形及び募集趣意書

を添附（正副二通、控一通）することになつてゐる（附則第三條）。これは有價證券を發行する会社が營む事業の大要を知り、募集に依つて調達せんとする資金の用途を調査し、許可の可否決定に資せんとする爲めなること貸付の場合と同様である（五七頁）。たゞ此の場合に於いては、貸借對照表及び損益計算書の代りに、社債申込證又はこれに準すべきもの、雛形及び募集趣意書を添附する點が異つてゐる。

(2) 引受又は募集の取扱の場合

銀行、信託會社又は證券引受業者が有價證券の引受又は募集の取扱に付き、主務大臣の許可を受けんとするときは、左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書（正副二通、控一通）を日本銀行の

本店又は支店を経て、主務大臣宛に提出しなければならぬ(附則四條)。

- 一、申請者の住所及商號又は名稱
 - 二、有價證券發行者の住所及商號又は名稱
 - 三、引受又は募集の取扱を爲す有價證券の種類、數量及價額
 - 四、引受又は募集の取扱に關する條件
 - 五、有價證券の發行の時期、總額及び條件
 - 六、有價證券の發行に依り調達せらるる資金の用途
 - 七、資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるるものなるときはこれに關する計畫及其の豫算の概要並に資金の調達方法
- 而して此の許可申請書には左の書類(正副二通、控一通)を添附せねばならぬ(附則四條)。
- 一、有價證券發行者の事業の概要を知るに足る書類
 - 二、有價證券發行者の最終の貸借對照表及び損益計算書
 - 三、社債申込證又はこれに準すべきもの、雛形及び募集趣意書

記載事項に付いての注意は前段と同様で、貸借對照表に付いては貸付の場合に述べたところを参照されたい(七六頁)。

なほ申請者は許可申請書の副本の提出を命ぜられ、或は申請書又はこれに添附すべき書類に關し別段の指示を受くることがあり、關係者も許可に關し必要なる書類の提出を命ぜられることがある(附則一七條)。

許可申請書其の他の書類に虚偽の記載を爲したるときは處罰される(附則一八條第三項及び第一九條)。

許 可

金融機關及び證券引受業者が、有價證券の應募、引受又は募集の取扱に付き、主務大臣に對して許可申請の手續を爲したならば、日本銀行の本店又は支店はこれを受理し、其の許可、不許可を決定するのであるが、事業の重要なものに付いては、臨時資金審査委員會に附議せられて其の許可、不許可の手續が爲される。而して大藏大臣が銀行、信託會社及び證券引受業者に對し、有價證券の應募、引受又は募集の取扱に付き許可を爲さんとするときは、これを商工大臣に協議し、また商工大臣が保險會社に對し、有價證券の應募に付き許可を爲さんとするときは、大藏大

臣に協議しなければならぬ(令第一一)。(附則第二項)。日本銀行より交付する許可、又は不許可の通知書の書式は、貸付の場合と同一である。

有價證券の應募、引受又は募集の取扱に関する報告書

金融機關又は證券引受業者が、有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲したる場合は、命令の定むる所に依り其の報告書を主務大臣に提出せねばならぬ。

(1) 應募に関する報告書

金融機關又は證券引受業者が、有價證券の應募を爲し其の割當を受けたるときは、其の都度、左記事項を記載したる報告書を、日本銀行の本店又は支店を経て、主務大臣に提出せねばならぬ(別第一四)。(附則第三項)。額面三萬圓以上の報告は自治的調整の場合だけである。

- 一、有價證券發行者の住所及び商號又は名稱
- 二、有價證券發行者の事業の種類
- 三、應募割當の年月日
- 四、割當を受けたる有價證券の種類

五、割當を受けたる有價證券の拂込の時期
有價證券のうち、國債、地方債及び臨時資金調整法施行地内に本店を有する會社の株式の應募に付いては、報告を提出するに及ばない。

第二條様式

有價證券ノ應募報告書

大臣 殿
昭和 年 月 日 提出
住所 商號又は名稱

應募割當年月日	有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱	有價證券發行者ノ事業種類	割當ヲ受ケタル有價證券ニ關スル事項			拂込期日	備考
			種類	數量	單價		

注意 1. 「有價證券發行者ノ事業ノ種類」欄ニハ、發行者ノ事業ノ業別、細目別ヲ「事業資金調整標準」ニ從ヒ記載スルコト
2. 「割當ヲ受ケタル有價證券ニ關スル事項」ノ「種類」欄ニハ、其ノ銘柄ヲ記載スルコト

3. 應募者考欄ニハ下記事項ヲ記載スルコト
 - イ 應募ニ付許可ヲ受ケタルモノナル場合ニ在リテハ其ノ許可番号
 - ロ 擔保付ノモノナル場合ニ在リテハ其ノ旨
 - ハ 其他考欄トナルニキ事項
4. 本報告書ハ應募金額百萬元以上ナル場合ニ在リテハ正副二通提出スルコト
5. 本報告書ノ用紙ハ縦210紙 横297紙 (A4號) トスルコト

本報告書は、應募金百萬元以上なる場合は、正副を提出することになつてゐるけれども、實際は控とも合計三通を必要とし、百萬元未満の場合は控共二通にて足りる。報告書の宛名は、銀行、信託會社、證券引受業者に付いては大藏大臣、保險會社に付いては商工大臣である。

(2) 引受又は募集の取扱に關する事項

銀行、信託會社又は證券引受業者が、有價証券の引受又は募集の取扱に關する契約を締結したるときは、其の都度左記事項を記載したる報告書を作成し、日本銀行の本店又は支店を経てこれを主務大臣に提出しなければならぬ(則第一四條、條第四號)。三萬圓以上に付いての報告は自治的調整の場合だけである。

- 一、有價証券發行者の住所及び商號又は名稱
 - 二、有價証券發行者の事業の種類
 - 三、引受又は募集の取扱に關する契約の締結の年月日
 - 四、引受又は募集の取扱を爲す有價証券の種類、數量及び種類
 - 五、引受又は募集の取扱に關する條件
 - 六、有價証券の發行の時期、總額及び條件
 - 七、有價証券の發行に依り調達せらるる資金の使途
- 有價証券の引受又は募集の取扱に付いても、應募の場合と同様に、國債、地方債及び臨時資金調整法施行地内に本店を有する會社の株式の引受又は募集の取扱に付いては、其の報告書の提出を要しないのである。

本報告書は、引受又は募集の取扱金額百萬元以上の場合には、正副二通の外に控一通の提出を必要とし、百萬元未満の場合は控共二通にて差支ない。報告書の宛名は主として大藏大臣である。次に本報告書の書式を掲げやう。

第三編様式

有價証券ノ引受又ハ募集ノ取扱報告書

大蔵大臣 殿

昭和 年 月 日 提出

住所
商號又ハ稱 〇

契約締結年月日	有價証券發行者ノ住所及稱者號又ハ名	有價証券發行事業ノ種類	調達セラルル資金ノ用途	有價証券發行時期	有價証券發行總額	有價証券發行條件	引受又ハ募集ノ有價証券ノ種類	数量	單價	價額	備考

- 注意
1. 「有價証券發行者ノ事業ノ種類」欄ニハ發行者ノ事業ノ業別、細目別ヲ「事業資金調整理準」ニ從ヒ記載シ、當該有價証券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ヲ使用スル事業ノ種類ニ〇印ヲ附スルコト
 2. 「調達セラルル資金ノ用途」欄ニハ借債ノ借替、工場ノ擴張等ヲ記載スルコト
 3. 「引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル有價証券ニ關スル事項」ノ「種類」欄ニハ其ノ銘柄ヲ記載スルコト
 4. 「備考」欄ニハ下記事項ヲ記載スルコト
 - イ 引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケタルモノナル場合ニ在リテハ其ノ許可番號

- ロ 擔保附ノモノナル場合ニ在リテハ其ノ旨
 - ハ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件ニ其ノ他參考トナルベキ事項
5. 本報告書ハ引受又ハ募集取扱金額百萬圓以上ナル場合ニテハ正副二通提出スルコト
 6. 本報告書ノ用紙ハ縦257箱 横364箱 (B4號) トスルコト

第三節 資金の自治的調整

第一條 自治的調整の意義

自治的調整を認むる理由

臨時資金調整法は其の第二條に於いて、事業資金の貸付、又は有價証券の應募、引受又は募集の取扱を許可事項としてゐるが、金融機關又は證券引受業者が自治的調整を申出れば、政府として其の自治的調整の方法を適當と認めた場合には、これに對し此の規定を適用しない(法第(三條))。金融機關又は證券引受業者に對して、特に自治的調整を認むるに付いては次の如き理由がある。

(1) 摩擦發生の防止

政府は本法を制定するに當り、金融機關との間に各種の摩擦を生ずることを恐れ、其の資金の運用に付いては、これに對し直接に監督權を行使することを成るべく避ける建前を採つた。證券引受業者に付いても同様のことが云へるのである。そこで資金の貸付や、有價證券の引受等は金融機關又は證券引受業者の自治的調整に一任し、たゞ事業の側面から調整を要する事項のみ直接許可制を採用することにした。

(2) 民間事情の不安内

資金調整を行ふには、民間の取引事情を明らかにする爲め、これに必要な資料を蒐集し、其の實際に通曉しなければならぬが、斯くの如きは急速にこれを望むことが出来ない。然るに金融機關は眞の事實を最もよく知り得る立場にあるから、金融機關自身をして其の貸出の是非を判断せしめ、これをして自治的に調整せしめるのが却つて能率的であり、且つ金融機關も其の責任の大なるを感じ、自肅自戒、以つて政府の希望に副ふべく努めるであらう。

(3) 煩瑣なる手續の省略

金融機關又は證券引受業者の業務は、常に敏活に處理せらるることを要するものであるが、資金の貸付に付いては特に其の感が深い。斯かる性質の業務に對して、徒らに煩瑣なる手續を強ふることは寧ろ有害無益であるから、資金の運用に關する限り、金融機關又は證券引受業者の自治的調整を認めざるを得なかつた。

(4) 公共性への信頼

金融機關又は證券引受業者は、他の事業に比較して多分に公共性を有するから、資金の運用に關する事項の外、經營の全般に亘り各々法令に依つて種々の制限を受けてをり、また常時業務の運営に付いても政府の監督を受ける立場にある。従つて金融機關又は證券引受業者が誠意を以つて政府に協力し、政府の方針に則り適當なる方法に依つて自治的調整を行ふ場合には、事業資金の貸付、有價證券の引受等に付き、一々政府の許可を受けしむる必要はなく、却つて斯くの如き場合に於いては一般の原則に對し例外を認むる方が、金融を圓滑ならしむる所以でもある。

自治的調整の方法

かくして「本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノ」(法第(一)條)な

る時は、金融機關又は證券引受業者の貸付及び有價證券の引受等に關し、許可制を適用しないことになつたが、こゝに謂ふ政府の適當と認むる方法とは如何なる方法であらうか。

金融機關又は證券引受業者をして自治的調整を爲さしむるには、夫れ自體の自肅自戒に俟つところが多いが、たゞ漠然と資金調整を一任することは出来ないから、本法の立法の趣旨を貫徹する爲め――

一、單獨を以つて行ふ自治的調整

二、團體を通じて行ふ自治的調整

の二つの方法に依ることとした。

(1) 單獨を以つて行ふ自治的調整

此の種の自治的調整を認めたのは、横濱正金銀行其他五つの特別銀行（農工銀行を除く）及び商工組合中央金庫である。特別法に依つて設立されたこれ等の所謂特別銀行には、何れも監理官を置き、政府の監督が嚴重に行はれてゐるから、充分に自治的調整を爲すことが出来ると認め、政府は特に團體を通ずることを要求しなかつた。また商工組合中央金庫は、日本興業銀行の指導

下にある爲め、單獨の自治的調整を認めた。

(2) 團體を通じて行ふ自治的調整

其の他の金融機關及び證券引受業者に付いては、其の組織する政府の適當と認むる團體を通じて、資金運用に關し本法の趣旨に則り、政府の指示に従ひ自治的調整を爲さしむることとした。そこで各種金融機關及び證券引受業者は各調整團體を組織し、其の申合せに基き、資金の運用に付いては臨時資金調整法の趣旨を體し、自治的に調整を爲すに依り、當該團體に對しては、本法第五條の自治的調整を爲すものと認定せられ度き旨の上申書を加盟團體連名にて政府に提出しこれに對して政府は其の團體が自治的調整團體として適當なるものと認めた場合は、これに加盟する金融機關又は證券引受業者中、自治的調整を爲す能力ありと認めたものに對して、第二條の規定を適用せざる旨の指令を發する。斯かる金融機關又は證券引受業者の認定は主務大臣の權限に屬する所である（附第一條、第一項）。

自治的調整團體

斯くの如き経緯を以て、或は既存の團體を通じ、或は新たに團體を結成して、前記趣旨の上申

書を提出したものは左の通りである。

農工銀行同盟會加入農工銀行	六
産業組合金融統制團加入産業組合中央金庫及び信用組合聯合會	四七
資金自治調整團加入普通銀行	三七六
全國貯蓄銀行協會加入貯蓄銀行	七二
信託協會加入信託會社	二七
六三會資金自治調整證券團加入證券引受業者	五
生命保險會社協會加入生命保險會社	三〇
大日本火災保險協會加入損害保險會社	四一

此の結果、我が國の銀行、信託會社等の金融機關は殆んど全部が自治的に資金調整を爲すこととなり、また證券引受業者は其のうち主要なるものが、自治的調整を行ふこととなつたから、本法第二條に對し本條が寧ろ原則化してゐる觀がある(註二)。

(註二六) 本法施行當時、自治的調整を行つた金融機關及び證券引受業者は本文記載の如くであるが、昭和十四年十二月末現在に於けるものを示せば――

種別	總數	内自治的調整を爲すもの	自治的資金調整團
特別銀行	六	六	なし
農工銀行	五	五	農工銀行同盟會
産業組合中央金庫及信用組合聯合會	四八	四八	産業組合金融統制團
商工組合中央金庫	一	一	なし
普通銀行	三二四	三二二	地方資金自治調整銀行團(十七地方)
外國銀行支店	一六	五	全國貯蓄銀行協會
貯蓄銀行	七二	七二	信託協會
信託會社	二八	二七	證券引受會社協會
證券引受業者	八	八	生命保險會社協會
生命保險會社	三二	二九	損害保險自治協會
損害保險會社	四八	四八	
計	五八八	五七一	

此くの如く金融機關及び證券引受業者の主要なるものは、擧げて自治的調整に参加してゐる有様で、これに参加せざるものは微力な金融機關に止まるから、實際には本法第二條の規定に依り政府の許可を受け

んとするが如き場合は殆んど絶無に近い。大蔵省發表の資金調整実績を見るも、本施行以來、昭和十四年十二月に至るまでの間に、審査委員會に附議された第二條に依る申請は、たゞ有價證券募集の取扱に付き三件（金額一千百八十萬圓）に過ぎず、そのうち一件（百萬圓）は不許可となつた。

第二款 自治的調整の内容

自治的調整に伴ふ責任

自治的調整を認められた金融機關並に證券引受業者の責任は頗る重大である。自治的調整を爲さざるものは、法定の事項に付き許可を申請し、たゞ其の結果に従つて行きさへすればよいのであるが、自治的調整を爲すものは、一々許可を受くることを要しない代りに、資金の運用等に付き自らの判断に基き、自治的に調整をして行かねばならぬ。上申書には資金運用に關し本法の趣旨に則り、政府の指示に従ひ自治的に調整を爲す旨を述べてゐるが、これこそ自治的調整を許された金融機關及び證券引受業者に課せられたる義務である。

併し乍ら自治的調整を行ふ金融機關又は證券引受業者に對しては、政府は必要ありと認むると

きは資金の自治的調整に關し、必要な指示を爲すことがあり（（一））、また絶対に本法第二條の規定が適用されない譯ではないのであつて、即ち主務大臣が特に必要ありと認むるときは、事項を指定して同條の許可を受くるやう命ずることが出来る（（二））。

調整限度

本法第二條の規定に依り許可を受ける場合には、貸付にありては設備資金にして一口五萬圓以上（特定の設備は三萬圓以上）のもの、又は總額五萬圓以上（特定の設備は三萬圓以上）に及ぶべき數口に互るもの、而して有價證券の引受等にありても一口五萬圓以上のものに限られてゐるが、自治的調整の場合には斯くの如く金額を限定することは、本來の建前からして適當ではなく、出來得れば金額の大小を問はずこれを調整すると云ふことが理想的であり、實際に於いてまた望ましい。併し乍ら如何に小額のものでも、一々借主から説明を聞いたり、また一々調査したりしてゐては、其の手續が甚だ煩瑣であつて取引の敏活を阻害する虞れがあるから、自治的調整の場合に於ける取扱としては、設備資金の貸付、有價證券の應募、引受又は募集の取扱に付き三萬圓を以つて調整限度とし、三萬圓未満のものは各自の任意取扱に委ねた（（三））。

（（一））
（（二））
（（三））

故に自治的

に資金調整を爲す範圍は左の如くである。

一、金融機關

イ、事業設備の新設、擴張又は改良の爲め使用せらるゝと認むる一口三萬圓以上の資金の貸付

ロ、事業設備の新設、擴張又は改良に使用せらるゝと認むる貸付總額三萬圓以上に及ぶべき數口に互る資金の貸付

ハ、額面總額三萬圓以上の有價證券の應募、引受又は募集の取扱

二、證券引受業者

イ、額面總額三萬圓以上の有價證券の應募、引受又は募集の取扱

併し乍ら資金を要する事業の種類に應じ、場合に依つては日本銀行に協議して、自治的に資金の運用を調整せねばならぬ。

事業資金調整標準

自治的調整と云つても、任意に好む所に従つて調整を行はしめたのでは、其の所期の目的を達

する所以でないから、政府としては一定の自治的調整の標準を示し、これに準據せしむる必要がある。「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準」は、政府が其の許可又は認可を爲す場合の標準たるのみでなく、金融機關又は證券引受業者が事業設備の新設、擴張若くは改良に關する資金の貸付を爲し、又は有價證券の應募、引受若くは募集の取扱を爲す場合の基準とした。

自治的資金調整標準

自治的調整を認められた金融機關又は證券引受業者は、事業資金調整標準に依つて資金運用の調整を爲す義務を課せられてゐる。併し調整標準は單なる基準であつて、これに準據するには政府の方針に従はなければならぬ。即ち政府は別に自治的資金調整準則なるものを作成し、これを自治的調整を認めた金融機關及び證券引受業者に配布して、自治的調整の方法を知らしめ、本法の運用に遺憾なきを期しつゝある。準則に定むる所を示せば左の通りである。

一、臨時資金調整法第三條の規定に依り、同法第二條の規定の適用を受けざる金融機關又は證券引受業者は、事業設備の新設、擴張若くは改良に關する資金の貸付を爲し、又は有價證券（國債、地方債及び臨時資金調整法施行地内に本店を有する會社の株式を除く）の應募、引受又は募集

の取扱を爲すに付き、別表事業資金調整標準に基きこれを自治的に調整するものとする。但し一件の金額三萬圓未満のものに付いては任意に取扱つて差支ない。

- (1) 別表事業資金調整標準中甲類に屬する事業に關するものに付いては、努めて優先的取扱を爲すこと。

但し(イ)に屬するものは(ロ)に屬するものに優先せしむべきものとす。尙ほ茲に所謂優先とは必らずしも貸付をせねばならぬと言ふ意味ではない。次に掲ぐる場合には、日本銀行本店又は支店に協議すること。

A、(イ)に屬するものに關しては一件の金額五十萬圓(昭和十四年十二月二百萬圓より引下げ)を
超ゆるとき

B、(ロ)に屬するものに關しては一件の金額二十萬圓(昭和十四年十二月七十萬圓より引下げ)を
超ゆるとき

- (2) 別表事業資金調整標準中乙類に屬する事業に關するものに付いては、左の如き取扱を爲すこと。

(一) (イ)に屬するものに關しては一件の金額十萬圓(昭和十四年十二月三十萬圓より引下げ)を超えざる場合には大體甲の(ロ)に準じ取扱つて差支ないが、十萬圓を超ゆるときは日本銀行本店又は支店に協議の上これを爲すこと。

(二) (ニ)に屬するものに關しては、これに對し事業設備資金の貸付又は有價證券の引受等を爲すを適當と認むるものに付いては、日本銀行本店又は支店に協議すること

(三) (ハ)に屬するものに關しては、大體事業設備資金の貸付又は有價證券の引受等を差控ふるを可とするが、これを爲すを必要と認むる事情ある場合は、日本銀行本店又は支店に協議すること。

(3) 別表事業資金調整標準中、丙類に屬する事業に關するものに付いては、事業設備資金の貸付又は有價證券の引受等を差控ふることを、但し特殊の事情に依り、特別の取扱を爲す必要ありと認むるものあるときは、日本銀行本店又は支店に協議すること。

(4) 別表事業資金調整標準中、甲類又は乙の(イ)に屬する事業に關するものと雖も、事務所、青年學校、寄宿舎等生産に直接關係なき事業設備の新設、擴張又は改良に對する貸付に付

しては、日本銀行本店又は支店に協議すること。(昭和十四年十二月追加)

(5) 別表事業資金調整標準中、甲類又は乙の(イ)に属する事業に関するものと雖も當該事業設備の新設、擴張若くは改良に著しく長期間を要し、従つて差當り急速に効果を期待し得ずと認めらるるときは、日本銀行本店又は支店に協議すること。

(6) 別表事業資金調整標準中、乙類の(ロ)、(ハ)及び丙類に属する事業に関するものに付いても、事業設備の新設、擴張又は改良に依り直接輸出を増進せしめ、差當り國際收支の改善に資することを得べきものと認めたる時、又は重要農林水産物増産計畫の遂行に直接必要なりと認めたる時は、日本銀行本店又は支店に協議の上、特別に便宜の取扱を爲し差支なきこと。

(7) 別表事業資金調整標準中乙類の(ハ)及び丙に属する事業に付いても、事業の運轉に支障を來さざる爲めにする程度の設備の改良、並に安全及び保健上の見地より必要なる改良、又は災害に依る設備の復舊に關するものは、本標準の分類に拘らず日本銀行本店又は支店に協議の上、特別の取扱を爲すこと。(昭和十四年十二月改正)

(8) 地方公共團體の事業、國家が補助金助成金又は奨勵金を交付する事業、政府が資金の調達を承認したる事業、若くは政府が事業の遂行を承認したる事業に付いては、本標準の分類に拘らず特別の取扱を爲すこと。尙ほ政府資金を融通したる事業に關しては、該融通資金に付いてもまた同様とする。

(9) 朝鮮、臺灣其の他の外地に於ける事業に關するものに在りては、前掲の方針に依らず各外地の標準に依ること。

(10) 滿洲及び海外に於ける事業に關するものに付いて、特別の事情に依り前掲の方針に依るを不適當と認めたる時は、日本銀行本店又は支店に協議の上特別の取扱を爲すこと。

二、政府は必要ありと認むるときは、金融機關又は證券業者に對し、資金の自治的調整に關し必要なる指示を爲すことがある。

三、尙ほ事業設備資金以外の資金の貸付、例へば運轉資金の貸付に付いては從來の通り取扱つて差支ない。

備考

本文中、一件の金額何萬圓とあるは、貸付に付いては一口何萬圓の貸付の外、貸付總額何萬圓以上に及ぶべき數口に互る貸付を含む。

日本銀行と協議する場合の手續

自治的調整を爲す金融機關又は證券引受業者が、日本銀行本店又は支店に對して協議を爲すのは、其の自治的調整に過誤なからしむる爲めに行はれるものであるから、獨り準則に示された場合のみでなく、其の事業が資金調整標準の何れに屬するか判明し難き場合等に付いても、一應日本銀行に協議するのが妥當である。

日本銀行と協議する場合の手續或は書式等の規定はない。簡單なる事業に付いては口頭を以つてするも差支ないが、事務の整理上協議書を提出するのを普通とし、其の書式は、資金の貸付に付いては細則第二條、有價證券の應募に付いては同第三條、有價證券の引受又は募集の取扱に付いては同四條に規定された許可申請書の内容に従つて各項目を記載し、事案の如何に依つては其の内容を詳細に記述する必要がある。例へば準則中(一)の(3)乃至(7)等に付いて協議する場合には、特に其の記述は詳細でなくてはならぬ。若し協議書の記載だけで不充分ならば、許可申請書

提出の時と同様に、借主の事業の概要を知るに足る書類、又は借主が會社ならば最終の貸借對照表並に損益計算書等をこれに添附することも決して無用ではない。

右の協議に對して日本銀行が承諾した場合は、提出せる協議書の副本に日本銀行本店又は支店の名を以つて「本件任意ニ御取扱相成差支無之候也」といふ協議済文言を記載の上返戻されるから、これに依り初めて貸付開始(註三)等の手續を爲すことが出来る。

(註二七) 大藏省發表に依れば、本法施行以來昭和十五年三月末に至る事業資金貸付狀況は左の如くである。

一、調整標準別

	銀行	信託會社	保險會社	其他	合計	百分比
甲	イ	1,180,087千圓	299,563千圓	4,633千圓	2,184,283千圓	26.4%
甲	ハ	11,110千圓	1,711千圓	0千圓	12,821千圓	7.4%
計		2,066,291千圓	318,773千圓	4,633千圓	2,399,697千圓	69.8%
乙	イ	299,664千圓	23,446千圓	7,770千圓	331,880千圓	9.9%
乙	ロ	2,277,339千圓	2,310千圓	26,238千圓	2,305,887千圓	9.6%
乙	ハ	39,859千圓	10,258千圓	2,770千圓	52,887千圓	2.1%

業 別	計				百分 比
	銀行	信託會社	保險會社	其他	
鐵 業	五七六、四六二	七、二九二	二六六	〇	一六・二
工 業	一、六六三、一六三	二八四、七九九	一〇、九九〇	一九、四三三	五八・二
農 林 業	二、七八九	三六	八四	三四	〇・一
水 産 業	三九、〇七セ	〇〇〇	六八〇	一九	一・九
交 通 業	三九、三〇三	二、三三七	二六、四二六	七〇、四三一	一〇・六
商 業	四、〇三三	二、三三七	〇	七、八二八	二・二
雜 業	一四、〇八八	三、六三八	四、七五八	一八、四七四	五・五
其他の事業及施	一六二、九八八	二四、三三九	二四、三六六	三、三〇六	六・三
合 計	三、八六九、〇六三	四四、六六一	五八、七七〇	二四、四七五	一〇〇・〇

甲類の(イ)に対する貸付の制限

資本調整方針に依れば、甲類に属する事業に関する貸付は、努めて優先的取扱を爲さしめ、殊に其の(イ)に属するものは(ロ)に属するものに優先せしむる建前となつてゐるが、これ等の自由を認められた事業への設備資金と雖も、資材の需給調整上 (4)及び(5)の如き制限を加ふることを餘儀なくされることがあり、且つ日本銀行に協議を要せざる自由貸付の限度も漸次引下げらるるに至つた。のみならず昭和十五年五月の各自治的資金調整團に對する大藏省銀行局長通牒によれば、甲類の(イ)に属する事業のうち、兵器部分品製造業及び航空機部分品製造業に對する設備資金の貸付は、一件金額五十萬圓以下なる場合に於いても、陸軍關係にあつては陸軍省整備局長名義、海軍關係にあつては海軍經理局長名義の承認あるもの以外は貸付を差控へしめ、右證明なくして貸付の必要ある場合は、豫め日本銀行本支店に内議の上實行するやう要望した。尤も此の取扱は、甲類の(イ)に属する事業の一部についてのみ行はれるものに過ぎないが、斯くして従來寛大な取扱を受けた甲類の(イ)に属する貸付さへも、これに種々の條件を附し今や實際には國家の管理下にある。

認許の取消

自治的に資金の調整を爲す金融機關又は證券引受業者が、政府の指示に従はず、本法の趣旨を無視して業務を遂行した場合には、今のところ處罰せられる規定は設けられてゐないが、其の制裁として主務大臣から自治的資金調整の認許を取消され、本法第二條の許可を受くべきことを命ぜられる場合がある。

報 告

これ等の自治的に資金運用の調整を爲す金融機關及び證券引受業者も、自治的調整を爲さざる金融機關及び證券引受業者と同様に、五萬圓以上の事業資金の貸付又は有價證券の引受等を爲したときは其の都度、また三萬圓以上のときは一月分を取纏めてこれを報告することを要する（一四條ハ一）。この點に付いては本章第一節を参照せられたい。

第三章 事業の調整

第一節 會社の調整

第一款 會社調整の意義

調整事項

本法第四條の規定に於いて調整の対象となつてゐるものは、認可事項と許可事項とに分れ、認可事項は第一項に規定するところであり、許可事項は第二項に見られる。これを具體的に示せば左の如くである。

一、認可事項

イ、會社の設立

ロ、會社の資本増加

ハ、會社の合併

ニ、會社の目的變更

二、許可事項

イ、第二回以後の株金拂込徴収

ロ、社債の直接募集

これ等の事項に付き政府の認可又は許可を要することにしたのは、有價證券の應募、引受又は募集の取扱の場合と同様に、事業設備の新設、擴張又は改良とは無關係であり、原則としては其の目的の何たるを問はない。會社に取つて資本増加、第二回以後の株金拂込徴収等は直接資金調達の手段であるが、これ等の場合に於ける認可又は許可申請書の記載事項を見ると、資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲めに使用せらるるものなるときは、これに關する計畫及び其の豫算の概要並に資金の調達方法を記載することになつてゐるから(則條六條第二項、第九條第一項)、設備資金以外の資金、例へば運轉資金、借入金返済の資金等にこれを使用することも認める譯である(註二)。併し本法制定の趣旨から云へば、資金が不急不要の方面に使用せらるるを防ぎ、生産力擴充の爲めにより多く有効に使用せしめる必要があるので、第四條、第四條ノ二、第八條若しくは第九條に依る認可又は許可を爲すに當りては、事業設備の新設、擴張又は改良に關して條件を附し、これ等の條

件に違反して事業設備を爲す者は處罰される規定(法第一七條)があるのを見れば、第四條に依る認可又は許可も事業設備に付き決して無關心ではない。

(註二八) 此の點は大藏省發表の資金調整実績に徴するも明らかなきことである。即ち本法施行の昭和十二年

九月二十七日以來昭和十五年三月末までの第四條、第四條ノ二及び第八條に基く認可又は許可の件数並に

金額は――

	昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年		昭和十五年 第一四半期	
	件数	金額 千圓	件数	金額 千圓	件数	金額 千圓	件数	金額 千圓
自己資金等に依る事業設備	六三	一、五、八四六	八〇	六、六六六	一、三六二	七、七、六四九	三九九	一、七、九三二
株金拂込	一六六	四、三、三三六	九〇	八、〇、九三三	九七一	一、七、五、七九三	三三二	四、三、九六一
資本増加	九	三、六、六六五	四〇	一、六、六、四七八	三二一	三、六、九八一	八六	三、〇、三、三三
會社設立	六	七、七、九六六	三九	九、一、六四〇	三三	一、〇、四、四七〇	四七	一、三、六、六六
會社合併	二〇	――	八九	八、七、四三二	八五	八、〇、〇、七六	三	三、四、二、二九三
社債募集	――	――	――	五、八、三〇〇	八	六、三、三〇〇	一	一、〇〇〇
目的變更	三	――	二九	――	四七	――	一八	――
合計	九九二	一、二、七、三三〇	――	――	三、七、七五	――	九四〇	――

であつて、施行以來の累計金額は百三十三億六千二百萬圓の巨額に上るが、其の中設備資金に充當せられたものは左の如く四十一億四千五百萬圓に過ぎないから、これを差引いた九十二億一千七百萬圓は舊債返還又は運轉資金等に使用されたことになる。

	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年 第一四半期
礦業	六三、三五八 <small>千圓</small>	三六、四二六 <small>千圓</small>	二六、五五六 <small>千圓</small>	五、九七七 <small>千圓</small>
工業	六四三、二四八	九三、四三三	一、〇〇三、三三八	三三九、〇一八
農林業	〇	六七七	八、三三八	三二八
水産業	七、〇三八	八、八三四	九、三三〇	三六、八〇三
交通業	一七、八六三	一九、〇三三	一五九、三三三	二六、七〇八
商業	四七、三三八	二〇、六七七	三三、九六六	七、〇八八
雑業	一一、八四〇	一七、〇四〇	一五、五七七	二、〇九六
其他の事業及施設	四五〇	一、四三三	八、四六七	三、一七七
合計	九〇〇、二六四	一、三四三、五四六	一、三三三、九六三	三三八、〇六七

命令の定むる會社

本法第四條第一項に「命令ノ定ムル會社」とは、其の適用を受くる會社を命令を以つて、一

定金額以上の資本金のものに限定する意味であり、施行令に「主務大臣ノ認可ヲ要スル會社」又は「主務大臣ノ許可ヲ受クベキ會社」とあるものに該当する。故に法律の適用を受くる會社の範圍は、此の「命令ノ定ムル會社」に依つて定まることになり、命令の定むる會社に非ざれば法律の適用を受けない。

本法に於いて會社とは、施行令第四條第一項の規定に依り推し得る如く株式會社、合名會社、合資會社及び株式合資會社の四種の會社(商法第五二條及第五三條)の外相互會社(保險業法第三條)である。有限會社は資本金が少額であるから、事實に於いて本法の適用を受けないであらう。

適用の範圍

本法第四條の適用を受くる會社は、現行施行令の規定に依れば、資本金二十萬圓以上の會社(令第四、第五、第六條)である。こゝに謂ふ資本金とは、出資總額・株金總額・出資總額及び株金總額の合計額又は基金總額を意味する(註二)。

(註二九) 本法に謂ふ資本金は左の如く解釋すべきである。

- (1) 合名會社及び合資會社

合名會社及び合資會社にあつては出資總額、即ち金錢其他物權、債權等の財産を目的とする所謂財産出資の總額を謂ふ。

(2) 株式會社

株式會社にあつては株金總額、即ち未拂込株金を含む資本の總額であり、換言すれば所謂公稱資本金を意味する。

(3) 株式合資會社

株式合資會社にあつては出資總額及び株金總額の合計額を謂ひ、財産出資の總額と未拂込株金を含む株金の總額との合計額である。

(4) 相互會社

相互會社にあつては基金の總額を謂ふ。

此くの如く現在に於いては、本法第四條の適用を受くる會社は資本金二十萬圓以上の會社であるが、昭和十三年八月の改正以前には、これを資本金五十萬圓以上の會社としてゐた。此くの如く自由限度を引下げて、法律の適用範圍を擴大したのは次に掲ぐる理由に因るものである。

(一) 五十萬圓未滿の會社であつても、相當大規模なる事業設備が出来る。然るに資本金五十

萬圓以上の會社が、十萬圓程度の事業設備の新設、擴張に付いて極めて精細に嚴重な審査を受けるに拘らず、此くの如きものが放任されてゐるのは公平を缺くのみでなく、また斯かる會社が法の適用を受けずに、自由に而かも相當大規模なる事業設備の新設、擴張を行つては、物資及び資金の需給調整に支障を來す虞れがある。

(二) 故意に法律の適用を免れる爲めに、資本金四十九萬圓と謂ふが如き會社を設立するものや、又は資本金五十萬圓未滿の二個の會社を設立して、共同計算で一の事業を經營するが如き場合も散見せられ、これに依つて相當大規模の事業設備の爲めに、資金及び物資が何等調整されることなく使用されてゐるので、これを取締る爲めには資本金の限度を引下げることが必要になつて來た。

(三) 此くの如き會社が時局産業を經營する場合には、一應これも差支ないものゝやうに考へられるのであるが、併し假令時局産業を經營する場合と雖も、資力の小なる會社にあつては往々大資本の會社に比較して、その技術が劣る爲め設備等に無駄を生ずることが多いから、五十萬圓以上の場合と同様慎重にこれを審査せねばならぬ。

(四) また此くの如き小資本の會社は、多く好ましからざる事業の經營に利用される弊を伴ひ易いので、此の點からもこれを放任することは出来ない。

以上の理由に依つて、施行令第四條乃至第六條を改正し、本法の適用を受くる會社の範圍を相互會社の外資本金二十萬圓以上のものに擴張されたのである。

外國會社

外國會社と雖も、苟くも日本内地に於いて成立するものなる限りは、總て本法の規定に従ふことを要する(商法第四七九條乃至第四八五條)。

第二款 會社の設立

會社の設立

會社の設立(註三)とは、會社が法律上の人格者として存在するに至る手續を謂ひ、其の手續は會社に依つて異なる。

(註三〇) 會社設立の手續は、會社の種類に依つて左の如く異なる。

合名會社及び合資會社にあつては會社の定款作成手續の完了したるとき會社は成立し(商法第六二七條、第一四六八條)、

株式會社にあつては發起人の定款作成、公證人の定款認證、株式總數の引受、第一回拂込徴收、創立總會の招集、創立總會の終結に依り會社は成立する(商法第一六五條、一八七條)、株式合資會社にあつては發起人たる無限責任

社員による定款の作成に始まり、その他は株式會社の場合と同様である(商法四五七條、一六四條)、

相互會社にありては、發起人の定款作成、公證人の定款認證、社員豫定數の入社、第一回拂込徴收、創立總會の招集、創立總會の終結に依り、會社の成立を見るのである(保險業法第三四九條、三五一條)。

合併に因つて會社が設立せらるる場合(商法第五六六條、第三項)は、一見して會社の設立の如くであるが、これは法律上の合併であつて設立ではなく、本法に於いても會社の合併として取扱はれる。

合名會社が改組して株式會社となる場合、法律上は舊の合名會社が解散し、新に株式會社が設立せられたるものと解され、會社設立に付いての認可を受けることを要する。

然るに本法に依れば、命令の定むる會社の設立は、政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜない(法第四條第一項)。命令の定むる會社とは、資本金二十萬圓以上の會社を指して言ふのである(令第四條)。

元來、特別の法令に依つて規定されるもの以外の會社の設立は、自由にこれを爲し得るのであつて、商法にもこれに制限を加ふる規定は存在しないが、戰時經濟法たる本法は、形式的には

會社設立の自由を奪はないものゝ、認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜぬものとしたので、実際には會社設立の自由を奪つたことになる。

設立認可の要なき會社

併し資本金二十萬圓以上の會社であつても、其の會社が特別法に依つて設立される會社の場合は勿論のこと、會社の設立又は會社の目的たる事業に付いて、行政官廳の許可又は認可等を受くることを要する場合には、資金の貸付の場合と同様此の規定の適用から除外される。

(1) 特別の法令に依り設立せらるゝ會社

特別の法令、即ち法律又はこれに代はるべき命令或は條約等に依つて設立せらるる會社は、其の設立に付き本法の適用から除外され、主務大臣の認可を受くることを要しない(令第四條第一項、第四條第二項)。近來頻繁に設立せらるゝ所謂國策會社は、斯かる特別法に依るものであるから、本法に依る認可を受けずして設立されてゐる。

(2) 本法以外の法令に依り設立に付き行政官廳の認可、許可又は免許を受くべき會社

本法以外の法令に依つて、其の設立に付き行政官廳の認可、許可又は免許がなければ會社が成

立しない場合には、改めて本法に依り設立認可を受くることを要しない(令第四條第一項、第四條第二項)。其の事例としては農工銀行 取引所等がある。

(3) 目的とする事業の全部に付き行政官廳の許可又は免許を受くべき會社

會社の目的とする事業の全部に付いて、法令に依り行政官廳の許可又は免許を受けなければ、事業經營を遂行し得ない場合には、改めて本法に依る設立認可を受くることを要しない(令第四條第一項、第三條)。此の場合に於いては、商法上の設立手續を完了することに依り會社は成立するが、其の目的たる事業を遂行する爲めには別に免許を必要とするから、事業に付いて免許を得なければ、其の會社の事業は開始されない。會社を設立することが出来ても、其の目的とする事業が法令の拘束を受けてゐる(註三)。併しこれ等の事業に對し行政官廳が免許を與ふる以上は、會社の設立を認めて差支ない。たゞ本法に於いては、目的とする事業の一部に付き行政官廳の免許を受くることを要する場合には、これを普通の會社設立と同様に取扱ひ、目的とする事業の全部に付いて、行政官廳の許可又は免許を受くべき場合に限り、本法に依る設立認可を要しないことにした。

(註三一) 目的とする事業の全部に付き行政官廳の許可又は免許を受くべき會社としては、次の如き事例を

擧げることが出来る。銀行、信託會社、保險會社、金製鍊事業會社、自動車製造事業會社、電氣事業會社、瓦斯事業會社、地方鐵道事業會社、石油精製事業會社、工作機械製造事業會社、航空機製造事業會社、造船事業會社、輕金屬製造事業會社等。

行政官廳が第四條第一項第二號及び第三號に掲ぐる會社に付き、認可、許可又は免許を爲さんとするときは、其の事項の主務大臣は同條第一項に規定する主務大臣たる大藏、商工兩大臣に協議せねばならぬ(令第四條第二項)。故に本法に依る設立認可を要しない會社も、臨時資金調整法の運用方針とは全然無關係で設立されると云ふことはない。

認可申請の手續

會社の設立に付き認可を受けんとするときは、發起人又は社員たるべきものは定款を作成した後、日本銀行の本店又は支店を経て認可申請書を主務大臣に提出せねばならぬ(則第五條第一項)。申請書の提出時期は必ず定款作成後であることを必要とし、たゞ發起人の會社設立計畫が決定したのみで、未だ定款作成にまで至らない場合に申請書を提出することは許されない。併し乍ら若し必要があれば、定款作成前と雖も認可されるや否やの内意を日本銀行の本店又は支店に問ひ合せる

ことは差支へないのである。此の場合に於いても、定款作成の後正式に認可申請の手續を採ることを要すること勿論である。認可申請書には左に掲ぐる事項を記載しなければならぬ(即第五條第一項)。

一、申請者の住所及び氏名

發起人又は社員たるべき者の全部の氏名を連記すること

二、會社の住所、商號又は名稱及び資本金額

本店所在地、會社名、會社の公稱資本金を記載すること

三、會社の目的たる事業の概要

會社が如何なる事業を営むものなるかを明らかにし得る程度に記載すること

四、會社の設立を必要とする事由

五、會社の事業設備及び其の豫算の概要並に資金の調達方法

會社の敷地、工場設備、機械設備等の計畫並にこれに要する費用の豫算を明記し、其の費用は第一回の株金拂込金のみで賄ひ得るか、第二回、第三回拂込金にて調達するか、或は株金拂込金と借入金とで賄ひ、其の金額は各何程であるか等を夫々具體的に記載すること

六、第一回の拂込の時期及び金額
次に掲ぐるのは會社設立申請書（正副二通、控一通）の書式である。

會社設立認可申請書

- 一、申請者ノ住所及氏名
 - 二、會社ノ住所商號又ハ名稱及資本金額
 - 三、會社ノ目的タル事業ノ大要
 - 四、會社ノ設立ヲ必要トスル事由
 - 五、會社ノ事業、設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
 - 六、第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 右會社設立ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也

年 月 日

住所

氏 名

大藏大臣 商工大臣 殿 股

此の場合に於ける主務大臣は大藏 商工の兩大臣であつて（令第一條第一項、則第一八條）申請書には兩大臣名を併記する慣例となつてゐる。用紙に付いては別に規定はない。

申請書添附書類

會社設立の認可申請書には左の書類（正副二通、控一通）を添附することを要する（令第五條第二項）。

- 一、定 款
- 二、事業計畫明細書
- 三 事業收支目論見書
- (1) 定 款

こゝに定款とは、商法第六十六條又は第四百五十九條の規定に従ひ、發起人が作成して公證人の認證を受けたる定款である。

(2) 事業計畫明細書

事業計畫明細書は、左記事項を明細に連記せるものゝ外、各項目毎に左の如く各別の用紙に記載した申請者署名のものを添附せねばならぬ。

一、土地

(イ) 購入地

計	用途	所在地	地目	積	単價	買入價格	整地費	買入先

(ロ) 借地

計	用途	所在地	地目	積	借入先	貸賃價額

備考 一、用途は工場敷地、倉庫敷地、事務所敷地等の區別を示すこと

二、地目は現在の使用目的に従ひ、田、畑、宅地、山林、原野等の區別を掲ぐることに

三、買入價格に付いては、分割拂なるときは其の時期並に金額を附記すること

二、建物其他工作物

計	附帶工事	種別	構造	棟數	延坪	單價	建設費	所要資材		
								資材名	數量	價額

三、機械其他の設備

(イ) 國産機械

合計	器具	計器	及其他ノ機械裝置	計加工用機械	製造又ハ	原動機械	分類	機器名	型式及機能	數量	單價	價額	買入先	納入豫定時期

備考 各工場事業場毎に記入すること

(ロ) 輸入機器

計	機器名	機型式及能	數量	單價	價額	爲替許可申請ノ要項		輸入時期	輸入ノ理由
						許可ノ有無	許可申請者名		
							申請年月日		
							申請種類		

備考 各工場事業場毎に記入すること

四、生産高

計	製品名	生産能力		實際生産高		主要納入先
		數量	價額	數量	價額	

備考 一箇年間の生産能力及び實際生産高を記入すること

五、所要運轉資材

計	資材名	數量	價額	主要仕入先

備考 一箇月間の所要數量及び價額を記載し、各月の所要資材に著しき増減あるときは其の事情を附記すること

(3) 事業收支目論書

會社事業に關する一般の方針、其の收支、利益金及び利益金の處分等に付き、其の豫想を詳細に記載したものである。

前掲書類も許可申請書及び添付書類と同様に正副二通、控一通を提出することを要する。

認可の效力

右の認可申請が、日本銀行に於いて審査の上、其の認可不認可が決定されるときは、日本銀行より申請者に対して通知書を交付する。認可の場合には、其の認可通知書を受領したときに、

若し商法上必要な會社設立の手續が完了してゐなければ其の手續の完了したときに、會社設立

の効力が發生するのである。

併し會社設立の認可があつた場合にも、認可申請書に記載した事項に変更があつた場合は勿論、會社の創立總會に於いて認可申請書に添附した定款を変更したとき、又は創立總會の終結が會社設立の認可の日より六月以上を経過(註三)したる後なるときは、此の認可は無効となるのであつて、此くの如き場合には、發起人は創立總會の終結後、改めて前掲事項を記載した認可申請書を提出する必要がある(令第五條、第三項)。

(註三三) 昭和十四年四月の施行細則改正前までは、創立總會の終結が定款作成の日より六月以上を経過した後となつてゐたが、此のときの改正に依つて「前項ノ定款作成ノ日」が「會社設立ノ認可ノ日」と改められたのである。

第三款 會社の資本増加

認可を要する資本増加

こゝに資本増加とは所謂増資であつて、會社の出資總額、株金總額、出資總額及び株金總額の

合計額又は基金總額の増加を謂ふ。而してこれが商法上又は保險業法上の手續は、定款の変更と資本の充實より成るが、一定金額以上の資本増加に付いては、臨時資金調整法に依る政府の認可を必要とし、認可を受くるに非ざれば、單に商法上又は保險業法上の手續のみでは其の効力を生じない(法第四條第一項後段)。而して資本増加に付き主務大臣の認可を要するのは次の場合である。

一、資本金二十萬圓以上の會社の資本増加

二、資本増加に因り資本金二十萬圓以上の會社となるべき場合に於ける資本増加

故に資本金二十萬圓以上の會社の場合は勿論のこと、現在資本金二十萬圓未滿の會社であつても、資本増加又は合併に依り資本金二十萬圓以上の會社と爲るべき場合に於いても、其の資本増加に付いては主務大臣の認可を要する。

認可を要せざる資本増加

會社の資本増加は、此くの如く原則として、其の効力を生ぜしむるには主務大臣の認可を必要とするが、併し左の場合に於いては認可を受くることを要しない(令第五條第一項但書)。

一、行政官廳の認可、許可若くは免許を受けたもの

二、行政官廳の命令に依りて爲すもの

銀行、保險會社其の他の金融機關を始め、所謂特殊會社の多くは前者の場合であり、また本法第八條の規定に依る資本増加を爲す場合も同様の取扱を受けることが出来る(註三)。

(註三) 尙ほ同様の例は、自動車製造事業、電氣事業、瓦斯事業、地方鐵道事業、工作機械製造事業、航空機製造事業、硫酸アンモニア製造事業、輕金屬製造事業等にこれを見る。

後者の場合は、取引所の場合の如く、資本増加を爲すべしとの行政官廳の命令でなければ、此の除外例の適用がない。例へば設備の擴張を命ぜられ、其の資金を資本増加に求める場合には、矢張り本法に依る認可を受けなければならぬ。

行政官廳が資本増加の認可、許可又は免許を爲さんとするとき、又は資本増加の命令を爲さんとするときは、資金調整上の方針に背馳せざるやう其の事項の主務大臣が、本法に於いて資本増加に付き認可権を有する大藏、商工兩大臣に協議することになつてゐる(令第五條第二項)。

認可申請の手續

本法の適用を受ける資本増加を爲さんとする會社は、資本増加に關する株主總會の決議、總社

員の同意又はこれに準すべきものがありたる後、左の事項を記載したる大藏大臣及び商工大臣宛の認可申請書を日本銀行の本店又は支店に提出しなければならぬ(則第六條第一項)。此の場合に於いても、會社設立のときと同様豫め認可の有無に付いて内伺を爲すことが出来る。

一、會社の住所及び商號又は名稱

會社の住所は本店所在地を記載すること。

二、會社の現在の資本金額

資本金額は公稱資本金を記載すること。

三、資本増加の金額並に第一回の拂込の時期及び金額

四、資本増加の方法

普通株を發行するの否か、優先株を發行するの否か、また舊株主に割當てるものなりや否や等を記載すること。

五、資本増加を必要とする事由

例へば生産力擴充の爲めの工場新設、運轉資金の充實、借入金金の返済等の事由の外、夫等は

借入金、又は自己資金等に依り調達し得ざる爲め、資本増加を必要とするに至りたる事情をも具體的に詳記すること。

六、資本増加に依り調達する資金の用途

例へば工場建設費、機械購入費等の各費目に付き所要金額を記載すること。

七、資本が事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるゝものなるときはこれに關する計畫及び其の豫算の概要並に資金の調達方法

資金の調達方法は、第一回拂込のみならず、工事の進行に伴ひ第二回拂込をも必要とするときは、夫等に付いても記入し、尙ほ外に借入金、或は自己資金等を必要とするならば、夫等の點をも各明記すること。

次に示すのは資本増加認可申請書の書式である。用紙の大きさは任意である。

資本増加認可申請書

一、會社ノ住所及商號又ハ名稱

二、會社ノ現在ノ資本金額

三、資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四、資本増加ノ方法

五、資本増加ヲ必要トスル事由

六、資本増加ニ依リ調達スル資金ノ用途

七、資本カ事業設備ノ新設擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラル、モノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ概要並ニ資金ノ調達方法

右資本増加ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也

年 月 日

住 所

商號又ハ名稱

代

表

者

大藏大臣

殿

商工大臣

殿

申請書は正副二通の外に控一通を要する。なほ本申請書提出に付いての注意事項は、會社設

立に關し述べたる箇所を参照せられたい。

申請書添附書類

此の申請書には左記の書類(正副二通、控一通)を添附して提出することを命ぜられてゐる(附録六條)。

一、資本増加に關する株主總會の決議録、又はこれに準すべきもの、謄本

二、定款並に最終の貸借對照及び損益計算書

三、資本増加に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書

(1) 株式總會決議録

資本増加に關する株式總會の決議録とは株式會社及び株式合資會社の場合であり、合資會社及び合名會社にあつてはこれに準すべきものとして總社員の同意の謄本を提出するのである。

(2) 定款、貸借對照表及び損益計算書

定款は公證人の認證を受け、株主總會に於いて資本増加に付き其の變更を決議したるものなることを要し、貸借對照表及び損益計算書はこの書類を提出する日に最も近い決算期のもを提出せねばならぬ。

(3) 事業計畫明細書

事業計畫明細書は、土地、建物其の他の工作物、機械其の他の設備等の項目に付き記入するときは、會社設立認可申請書に添附するものと同様であるが、別に生産高、所要資材に付いては左の如く記入せねばならぬ。

四、生産高

(イ) 設備の新設、擴張又は改良前の一箇年間に於ける生産能力並に實際生産高

計	製品名	生産能力		實際生産高		主要納入先
		數量	價額	數量	價額	

(ロ) 設備の新設、擴張又は改良に因り増加すべき一箇年間の生産能力並に實際生産高

計	製品名	生産能力		實際生産高		主要納入先
		數量	價額	數量	價額	

五、所要運轉資材

(イ) 設備の新設、擴張又は改良前の一箇月の所要資材

資材名	數量	價額	主要仕入先
計			

(ロ) 設備の新設、擴張又は改良に因る増加運轉資材

資材名	數量	價額	主要仕入先
計			

備考 各月所要運轉資材に著しき増減あるときは其の事情を附記すること

(3) 事業收支目論見書

會社設立認可申請書に添附するものと同様である。

認可の效力

認可は資本増加の成立要件であるから、資本増加の認可ありたる場合に、既に商法上必要なる

手續(註三)が完了してゐる場合は日本銀行より認可通知書を受領したるとき、其の手續が完了してゐない場合は其の完了したるときに、夫々資本増加は成立する。

(註三) 商法上資本増加の完了する時は左の如くである。

(1) 合名會社及び合資會社

合名會社及び合資會社にあつては總社員の同意を得れば、資本増加の手續は完了する(商法第七二條、第一四七條)。

(2) 株式會社

株式會社の資本増加に関する手續は、株主總會の決議があつた後、新株の引受(應募に對する割當)に依つて完了する(商法第三四三條、第三五一條)。

(3) 株式合資會社

株式合資會社にあつては、資本増加に付き總社員の同意と、株主總會の決議があつた後新株の引受があつたときである(商法第四五八條、第四六七條)。

若し資本増加が不認可となれば、假令商法上の資本増加の手續が完了しても資本増加の效力は生じない。また認可申請書の記載事項に変更ありたる場合、新株の募集に関する事項の報告を爲すべき株主總會(商法第三五一條)の終結が資本増加の認可の日(註三)より六月以上を経過したる後なるとき

は、これが爲めに其の認可は無効となるから、株主總會の終結後改めて所要の認可申請書を提出しなければならぬ(別第六條第三項)。

(註三五) 昭和十四年四月に施行細則が改正されるまでは、第六條第三項の認可失效規定中、新株の募集に關する事項を報告す可き株主總會の終結が「資本増加の決議の日」より六月以上を經過したる後なるときは、認可申請書の再提出を命じてゐた。

第四款 會社の合併

認可を要する合併

會社の合併には新設合併と吸収合併との二つの方法がある。前者は二以上の會社を解散して、夫等の會社の財産を以つて新なる會社を設立するを謂ひ、後者は一會社を解散して同時に他の會社に於いて定款を變更し、解散會社の財産を存續會社に移轉するを謂ふのである。而して合併を行ふには、通常合併せんとする會社相互の間に於いて假契約が締結され、然る後合名會社及び合資會社の場合は合併に關する總社員の同意(商法第九八條第一項、第一四七條)、株式會社の場合は株主總會の決議(商法

第九八條第一項) 株式合資會社の場合は總社員の同意及び株主總會の決議(商法第四六條第二項、七條第二項)があつて、會社債權者に對する催告等の手續を履行し、始めて合併契約を締結するのである。

然るに本法に依れば一定金額以上の資本金を有する會社の合併は、主務大臣(大藏、商工兩大臣)の認可を受くるに非ざれば其の效力を生じない(法第四條第一項、後段)。即ち――

- 一、資本金二十萬圓以上の會社の合併
 - 二、合併に依り資本金二十萬圓以上の會社となるべき場合に於ける合併
- は、原則として主務大臣の認可を要する(合第五條第一項)。後者の場合は、例へば資本金十五萬圓の會社と資本金十萬圓の會社とが合併する場合、或は資本金十五萬圓の會社と資本金八萬圓の會社と資本金五萬圓の會社とが合併する場合に於ける合併の如きを謂ふのであつて、此の場合には各會社とも合併に付いて主務大臣の認可を受けなければならぬ。

認可を要せざる合併

合併の場合に於いても資本増加の場合に於けると同様に、其の合併が行政官廳の認可、許可又は免許を受けたものなるとき及び行政官廳の命令に依り合併を爲すものなるときは、認可を受

くることを要しない(令第五條第(一)項但書)。前者の事例としては、銀行、保險會社其の他の金融機關を始め、所謂特殊會社の多くは此の場合に屬する(准三)。併し乍ら行政官廳が此くの如き認可、許可、免許又は命令を爲さんとするときは、其の事項の主務大臣は本法に於いて合併に付き認可權を有する大藏、商工兩大臣に協議せねばならぬ(令第五條第(二)項)。

(註三六) 尙ほ此の外の除外例に付いては、資本増加の認可に關する除外例を参照されたい。

認可を要せざる會社が、認可を要する會社と合併する場合は、後者に付いては此の除外例は認められない。行政官廳の勸奨に基いて合併する場合も、單にそのみでは本法の適用を受けるのである。

認可申請の手續

本法の適用を受ける合併を爲さんとする會社は、合併に關する株主總會の決議又はこれに準ずべきものありたる後、關係會社の連名を以つて左に掲ぐる事項を記載したる大藏大臣及び商工大臣宛の認可申請書を日本銀行の本店又は支店に提出することを要する(即第七條第(一)項)。併し合併に關する株主總會の決議、又はこれに準ずべきものある前と雖も、豫め合併の認可に付いて内伺を爲す

ことは差支ない。

一、合併する會社の住所及び商號又は名稱

合併する會社の全部と、其の各本店所在地とを記載すること。

二、合併する會社の目的並に資本金額及び拂込資本金額

合併する會社の營業目的及び公稱資本金並に拂込資本金を記入し、未拂込金なき場合は公稱資本金額を記入して拂込済と附記すること。

三、合併後存続する會社又は合併に因り設立する會社の住所及び商號又は名稱

合併後存続する會社とは所謂吸收合併の場合であり、合併に因り設立する會社とは所謂新立合併の場合であるが、何れの場合に於いても會社名と其の本店の所在地を記入すること。

四、合併後存続する會社又は合併に因り設立する會社の目的並に資本金額及び拂込資本金額

(三)に説明したる何れかの場合に於いて合併後の會社の營業目的、公稱資本金及び拂込資本金を記入すること。

五 合併の時期及び方法

合併の時期は、契約書に於いて定めた時期、合併の方法は吸収合併又は新立合併等の方法及び其の条件を具體的に記入すること。

六、合併を必要とする事由

生産力擴充、作業又は經營の合理化、事業統制等の理由を記入すること。

七、合併後存続する會社又は合併に因り設立する會社の事業の概要

合併後の會社の營業規模を記入すること。

次に示すのは合併認可申請書の（正副二通、控一通）書式である。用紙に付いて別に定めはない。

會社合併認可申請書

- 一、合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二、合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 三、合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 四、合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 五、合併ノ時期及方法

六、合併ヲ必要トスル事由

七、合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ概要
右合併ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也

年 月 日

	住所	商號又ハ名稱	代 表 者
	住所	商號又ハ名稱	代 表 者
大藏大臣			代 表 者
商工大臣			代 表 者

本申請書提出に付いての注意事項は、會社設立に關し述べた箇所を参照せられたい。なほ此の申請書には、左記の書類を添附して提出することを命ぜられてゐる（附第七條、第二項）。

一、合併に關する株主總會の決議又はこれに準すべきもの、謄本

- 二、合併契約書の謄本
- 三、合併後存続する會社又は合併に因り設立する會社の定款、並に事業計畫明細書及び事業收支目論見書

四、合併する會社の定款並に最終の貸借対照表及び損益計算書

申請書と同様に添附書類は、これまた何れも正副二通の外に控一通を要する。

認可の效力

本法の適用を受ける會社の合併に付いては、政府の認可は其の合併を成立せしむる要件であるから、假令合併契約が成立してゐても政府の認可なき限り合併は其の效力を生じない。併し認可ありたる場合と雖も、認可申請書の記載事項に變更ありたる場合は勿論のこと、合併に因り會社が新設せられる場合に於いても、其の會社の創立總會に於いて認可申請書に添附したる定款を變更したるとき、又は其の創立總會の終結が合併の認可の日より六月以上を経過したる後であるときは、これに因つて其の認可は效力を失つて了ふから、會社は更らに所要の認可申請書の再提出を爲すことを要する(則第七條、第三項)。

第五款 會社の目的變更

認可を要する目的變更

會社の目的變更とは、會社の定款に記載されたる目的の變更を謂ふのであつて、これは會社の目的たる事業の變更である場合が多い。併し會社の目的變更は、從來の目的を變更する場合のみでなく、新規の目的を附加する場合もあり得る。而して會社の目的變更は定款變更の手續(商法第七一七條、第三四三條、第四六七條)に依つて行はれる。併し本法の適用ある會社の合併に付いては、政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生じない(法第四條第一項後段)。本法の適用ある會社の合併とは、資本金二十萬圓以上の會社の合併を指すのである(令第五條第一項)。故に資本金二十萬圓以上の會社が、目的の變更を爲さんとするときは主務大臣(大藏大臣及び商工大臣)の認可を受けなければならぬ。

認可を要せざる目的變更

命令に依つて定められた資本金額以上の會社が目的の變更を爲すには、原則として主務大臣の認可を受くることを必要とするが、會社の資本増加及び合併の場合と同様の理由に依つて、會社

の目的變更が行政官廳の認可、許可又は免許を受けたるものなるとき及び會社の目的變更が行政官廳の命令により爲すものなるときは、本法に依る認可を受けることを要せぬ(令第五條第一項、但書第一號)。併し行政官廳が目的變更の認可、許可、免許又命令はを爲さんとするときは、其の事項の主務大臣は本法に於いて目的變更に付き認可權を有する大藏、商工兩大臣に協議せねばならぬ(令第五條第二項)。會社の目的變更の認可に關する除外例は、銀行、信託會社、保險會社等を始め重要時局産業會社に見ることが多し。

認可申請の手續

本法の適用を受ける目的の變更を爲さんとする會社は、目的變更に關する株主總會の決議、又はこれに準すべきものがありたる後、所定の事項を記載したる大藏大臣及び商工大臣宛の認可申請書(正副二通、控一通)を日本銀行の本店又は支店に提出することを要する(則第八條第一項)。認可申請者は其の會社である。此の場合に於いても、認可の有無に付き豫め内伺を爲すことは差支ない。認可申請書の記載事項は左の如きものである。

一、會社の住所及び商號又は名稱

會社の住所は本店の所在地を記入すること。

二、會社の資本金額及び拂込資本金額

公稱資本金と拂込資本金の金額を記入すること。

三、會社の現在の目的及び變更後の目的

定款に定められた新舊の營業目的を記入すること。

四、目的變更を必要とする事由

五、目的變更後に於ける會社の事業の概要

次に示すのは目的變更認可申請書の書式であつて、用紙に付いては任意である。

目的變更認可申請書

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三、會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
- 四、目的變更ヲ必要トスル事由

五、目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要

右目的變更ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也

年 月 日

住所

商號又ハ名稱

代

表

者

大藏大臣
商工大臣

殿 殿

なほ、此の認可申請書には、左の書類を添附することを命ぜられてゐる(即第八條(第二項))。

- 一、資本増加に關する株主總會の決議録又はこれに準すべきもの、謄本
 - 二、定款並に最終の貸借對照表及び損益計算書
 - 三、目的變更に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書
- 申請書と同様に添附書類は、何れも正副二通の外に控一通を要する。
- 認可の效力

認可は目的變更の成立要件であつて、認可なき限り本法の適用を受くる會社の目的變更は其の效力を生じない。即ち認可通知書の交付ありたるときは、商法上の要件たる目的變更に關する株主總會の決議、又はこれに準すべきものと相俟つて、完全に其の會社の目的變更の效力を發生するのである。

第六款 第二回以後の株金拂込の徴收

許可を要する株金拂込の徴收

會社の設立、資本増加、合併又は目的變更は、何れも各種會社に共通する事項であるが、第二回以後の株金拂込徴收、社債の直接募集は株式會社及び株式合資會社にのみ限られた事項であるから、本法第四條に於いてもこれを前者と切離して特に第二項の規定を設けた(註三)。

(註三七) 尤も昭和十四年四月臨時資金調整法が改正されるまでは、其の第四條第二項の第二號として、株金の拂込、社債の募集又は金融機關よりの借入に依らずして、命令の定むる限度を越ゆる事業設備の新設擴張又は改良を爲さんとするときも、命令の定むる會社は政府の許可を要することになつてゐたから、施

行令に於いては相互會社以外の會社にして資本金二十萬圓以上のもの及び相互會社を以つて許可を受くべき會社と定めた。然るに本法改正の結果、第四條第二號が削除された爲め、これに關聯して施行令の規定も單に資本金二十萬圓以上の會社と改正されたのである。

本法第四條第二項の現行規定に依れば、命令の定むる會社が第二回以後の株金の拂込を爲さしめんとするときは、政府の許可を受くることを要する(法第四條第二項第一號)。茲に第二回以後の株金の拂込とあるは未拂込の株金の拂込を指すのである。第一回の拂込を除外したのは、當然第一回の株金拂込を伴ふ會社の設立(商法第一七七條)及び資本増加(商法第三五一條)が認可事項となつてゐる爲めである。また株金の拂込を爲さしめんとするときは、拂込の催告を爲さんとするときの意味に外ならない。従つて此の場合に於ける許可は株金の拂込催告に關する許可である。

而して資本金二十萬圓未滿の會社ならば、第二回以後の株金拂込催告も自由に爲すことが出来るが、命令の定むる會社即ち資本金二十萬圓以上の會社がこれを爲すには政府の許可を要する(令第六條第一號)。出資金が分割して拂込まれる場合の第二回以後の出資金の拂込は、當然此の規定の適用を受けない。

許可を要せざる株金拂込の徴收

第二回以後の株金の拂込の徴收が行政官廳の認可、許可又は免許を受けたものなるとき、又は行政官廳の命令に依り、第二回以後の株金拂込を徴收するものなるときは政府の許可を要しない(令第六條第一號)。併し行政官廳がこれ等の認可、許可、免許又は命令を爲すに當つては、其の他の場合に於けるが如く其の事項の主務大臣は本法に於いて、第二回以後の株金拂込の徴收に付き許可權を有する大藏、商工兩大臣に協議せねばならぬ(令第六條第二項)。

こゝに行政官廳の命令と謂ふのは、取引所の場合に於いて見る如く第二回以後の株金の拂込の徴收に付いて爲されるものであることを要し、事業設備の擴張又は改良を命ぜられ、其の資金を未拂込株金の徴收に依つて調達せんとするときは、株金拂込の徴收に付いての直接の命令でないから、此の除外例に該當しない。

許可申請の手續

本法の適用を受ける第二回以後の株式の拂込を徴收せんとする會社は、未拂込株金の徴收を決定したる時は、遅滞なく許可申請の手續をせねばならぬ。株金の拂込は二週間前にこれを各株主

に催告することになつてゐるから(商法第二一三條第一項、
第四五八條第二項)、少くとも夫れまでに拂込催告の許可を受け
て置く必要がある。其の許可申請書には左の事項を記載し、大藏、商工兩大臣宛として日本銀行
の本店又は支店に提出するのである。

一、會社の住所及び商號又は名稱

其の會社の本店所在地を記載すること。

二、會社の資本金額及び拂込資本金額

公稱資本金及び拂込資本金を記載し、全額拂込済の場合には公稱資本金のみを記載し、拂込
済と附記すること。

三、株金の拂込の時期及び金額

許可を申請する株金拂込徴收の年月日、徴收せんとする一株の金額並に徴收する金額の合計
を記載すること。

四、株金の拂込を爲さしむるを必要とする事由

生産力擴充又は借入金返済を爲さんとするも、自己資金、借入金等にて其の所要資金を賄

ひ得ざる爲め、拂込が必要となつたと云ふが如き理由を詳記すること。

五、株金の拂込に依り調達する資金の用途

例へば機械設備、借入金返済、運轉資金等の費目を挙げ、其の所要金額を記載し、且つ事業
設備に付いては新設、擴張、改良の區別を明らかにすること。

六、資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲めに使用せらるるものなるときはこれに關する
計畫及び其の豫算の概要、並に資金の調達方法

拂込金に依つて全部を賄ひ得る場合は拂込金として記載し、然らざる場合には拂込金、社債
募集、自己資金、但し五萬圓以上は別に許可を必要とする、借入金等に依る調達金額を詳記する
こと。

次に示すのは株金拂込催告許可申請書(正副二通、控二通)の書式であつて、其の用紙に付いては
別に定められてゐない。

株金拂込催告許可申請書

- 一、 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三、 株金ノ拂込ノ時期及金額、一株宛及總額双方共記載スルコト
 - 四、 株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
 - 五、 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 六、 資金カ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラル、場合ハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 右株金拂込催告ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御許可相受度此段申請候也

年 月 日

住所

商號又ハ名稱

代 表 者

大藏大臣 殿

商工大臣 殿

なほ、此の申請書には左の書類を添附することを要する(附第九條、第二項)。

- 一、 定款並に最終の貸借対照表及び損益計算書
 - 二、 株金の拂込に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書
- 申請書と同様に添附書は何れも正副二通の外に控一通を提出せねばならぬ。
- 許可の效用**

本法の適用を受ける第二回以後の株金拂込徴收は、政府の許可を受くることに依つて、始めてこれを適法に爲し得るのであつて、不許可となりたるときは勿論其の株金の拂込徴收を爲し得ない。また假令許可ありたるときと雖も、提出したる許可申請書の記載事項に變更を生じた場合には、此の許可は無効となつて了ふから、會社は更に所要の許可申請書を再提出せねばならぬ。許可なくして株金の拂込を爲さしめたるときは、これに罰則の適用がある(法第一七條、第九條)。

第七款 社債の直接募集

許可を要する社債の直接募集

他人をして引受又は募集の取扱を爲さしむる方法に依つて社債を募集するときは、本法第二條

又は第三條の規定に基き金融機關又は證券引受業者の社債の引受又は募集の取扱に付き政府の許可を要するから、こゝでは他人をして引受又は募集を爲さしめずして爲す社債の募集即ち直接募集を爲す場合のみを許可事項とした(法第四條第二項、三項第二號)。併し許可を受くべき會社は資本金二十萬圓以上の會社であつて、其の對象となるものは株式會社及び株式合資會社に過ぎない。

許可を要せざる社債の直接募集

かくの如く資本金二十萬圓以上の會社は、原則として社債の直接募集に付き政府の許可を受けなければならぬが、其の除外例として社債の募集に付き行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる時(註三)、及び社債の募集を行政官廳の命令に依つて爲すときは、政府の許可を受くることを要しないのである(令第六條第一項但書)。

(註三八) 此の事例としては、日本勸業銀行、東洋拓殖株式會社、日本製鐵株式會社、南滿洲鐵道會社其他の特殊會社に見る所であり、また本法第九條に依る社債の募集も許可を要しない。なほ自動車製造事業、電氣事業、人造石油製造事業、工作機械製造事業、航空機械製造事業其他幾多の時局重要産業が、其の事業法に依り商法第二百九十七條の限度を超えて社債を募集する場合も、また許可を要しないのである。

併し此の場合に於いても、社債の募集に付き行政官廳が認可、許可、免許又は命令を爲さんとするときは、其の事項の主務大臣は本法に據り許可權を有する大藏、商工兩大臣に協議せねばならぬこと(令第六條第二項)。其の他の場合と異なる所はない。

許可申請の手續

本法の適用を受ける社債の直接募集を爲さんとする會社は、社債の募集に関する株主總會の決議又はこれに準すべきものがありたる後、遅滞なく大藏大臣及び商工大臣宛の許可申請書を日本銀行の本店又は支店に提出することを要する。併し會社は社債募集に関する株主總會の決議等のある前に、豫め許可に付いて内伺を爲すことは差支ない。許可申請書の記載事項を示せば左の通りである(則第十條第一項)。

一、會社の住所商號又は名稱

會社の住所は本店所在地を記載すること。

二、會社の資本金額及び拂込金額

公稱資本金と拂込資本金を記載し、全額拂込済ならば公稱資本金のみを記載して、拂込済の

旨を附記すること。

三、社債發行の時期、總額及び條件

社債發行の年月日、發行總額、額面金額、利率、發行價額、償還の方法、期限其の他の條件を記載すること。

四、社債の募集を必要とする事由

生産力擴充、社債の借替、借入金の返済其の他の事由を詳記すること。

五、社債の募集に依り調達する資金の使途

社債募集に依つて調達した金額は、何に使はれるかを具體的に記載すること。

六、資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せらるゝものなるときは、これに關する計畫及び其の豫算の概要並に資金の調達方法

社債募集に依りて全部を賄ひ得る場合は社債募集として記載し、然らざる場合は社債募集、拂込金、自己資金、但し五萬圓以上は別に許可を必要とす。借入金に依る調達金額を詳記すること
次に示すのは社債募集許可申請書の書式であつて、其の用紙に付いて別に定めはない。

社債募集許可申請書

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三、社債ノ發行時期、總額及條件
 - 四、社債ノ募集ヲ必要トスル事由
 - 五、社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ使途
 - 六、資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラル、モノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ概要並ニ資金ノ調達方法
- 右社債募集ノ件臨時資金調整法第四條ニ依リ御許可相受度此段申請候也

年 月 日

住 所

商號又ハ名稱

代

表

者 印

大藏大臣
商工大臣

殿 殿

なほ、此の申請書には左の書類を添附することを忘れてはならない(則第十條(第二項))。

- 一、社債の募集に関する株主總會決議録
 - 二、社債申込證案及び募集趣意書案
 - 三、定款並に最終の貸借對照表及び損益計算書
 - 四、社債の募集に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書
- 申請書並に添附書類は何れも正副二通の外に控一通の提出を要する。

第二節 事業設備の調整

許可を要する事業設備の新設、擴張又は改良

本法第二條及び第三條に規定する金融機關の貸付は個人に對する貸付をも含み、これに依り個人の事業設備の新設、擴張及び改良にして不急不要と認めらるゝものは、間接にこれを抑制することが出来るが、この外に自己資金等を以つて事業設備の新設、擴張又は改良を爲すものも少なくない。そこで命令の定むる限度を超ゆる事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする者は、其

の會社たると、其の會社以外の法人たると、將た亦個人たるとを問はず 原則として總て政府の許可を要することになつた(法第四條(第二項))。而して命令の定むる要許可限度は五萬圓であるが、特定の事業設備に付いては其の限度が三萬圓となつてゐる(施行令第一條第一項、別表第一條第一項)。特定の事業設備の何であるかは既に前段に於いて述べたからこゝでは其の説明を省略する

許可を要せざる場合、許可を要する場合

事業設備の新設、擴張又は改良に要する資金にして、左の方法に依りこれを調達せる場合は、其の手續の重複するを避ける意味から、政府の許可を受くることを要しない(法第四條(第二項))。

一、金融機關よりの借入金

二、他人をして引受又は募集の取扱を爲さしめたる社債の収入金

此の二つの場合は、何れも其の貸付又は引受若くは募集の取扱に際し、金融機關又は證券引受業者の自治的調整に依り調整せられてゐるから、これ等の方法を以つて調達された資金を使用する事業設備の新設、擴張又は改良に付いては、改めて許可を受ける必要がない。

三、本法に依り設立又は資本増加に付き認可を受けた場合の會社の第一回拂込株金又は出資金

これは本法に依り認可を受けて調達せる資金を使用し、事業設備の新設、擴張又は改良を爲す場合を除外せんとする趣旨に基くのである。即ち會社の設立又は資本増加に付き、本法第四條第一項に依り認可を受けた場合には、第一回の株金拂込の時期、金額及び其の用途に付いて既に審査を経てゐるから、これに對して改めて許可を受けしむる必要を見ない。併し設立又は資本増加後に於ける第一回の拂込株金は出資金に依る場合でも、二十萬圓未満の會社が五萬圓(特定の事業設備に付いては三萬圓)の限度を超ゆる事業設備の新設、擴張又は改良を爲すには、其の設立又は資本増加に付いて認可を受けてゐないときは、政府の許可を受ける必要がある。

四、本法に依り拂込又は募集に付き許可又は認可を受けたる場合の會社の拂込株金又は社債收入金

此の場合も前項と同様であつて、株金の拂込又は社債の募集に付き、本法第四條第二項又は第九條の規定に依り許可又は認可を受くる場合には、其の資金が事業設備の新設、擴張又は改良の爲に使用せられるものである限り、これに關する計畫等に付き既に其の審査を終つてゐるから、改めて許可を受くることを要しない。

以上に依れば金融機關よりの借入金を除く規定は、獨り會社のみでなく、會社以外の法人及び個人にも適用されるが、其の他の除外規定を適用されるのは會社のみである。従つて會社以外の法人及び個人に付いて云へば、金融機關よりの借入金を除く其の他の方法に依り調達した資金を使用する事業設備の新設、擴張又は改良は、總て政府の受くることを要する。金融機關よりの借入金以外の資金、即ち許可を要するのは次に掲ぐる資金を使用する場合である。

- 一、所有有價證券の賣却代金、積立金等の自己資金
- 二、合名會社、合資會社、株式合資會社、相互會社の出資金又は基金拂込金
- 三、無盡會社、信用組合、證券引受業者、親會社其他の會社、個人等よりの借入金
- 四、設立、資本増加、株金拂込、社債募集等に付き認可又は許可を受けざる場合の會社(資本金二十萬圓未満の會社)の拂込株金、社債收入金

なほ事業設備の新設、擴張又は改良に充つる資金にして、假令其の一部分たりと雖も、前掲の如き認可又は許可に無關係の資金が加はるときは、其の事業設備の新設等に付き政府の許可を受けなければならぬ。

許可を要せざる者、許可を要する者

一定の限度を越ゆる事業設備の新設、擴張又は改良に付いては、原則として政府の許可を受くることを要するが、第四條ノ二但書の規定に依り、命令を以つて許可を要せざる者の範圍を左の如く定めた(令第六條ノ一)。

- 一、北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内の區、市町村學校組合、町村學校組合及び學區

これ等の地方公共團體は何れも一定の地域を以つて團體構成の基礎と爲し、國家に類似する性質を有するもので、國家の特別の監督を受けてゐる特殊の立場から、これを本法の適用外に置くこととした。

- 二、當該事業設備の新設、擴張又は改良に付き行政官廳の認可、許可若しくは免許を受けたる者又は行政官廳の命令に依り當該事業設備の新設、擴張又は改良を爲す者

行政官廳の認可、許可、免許又は命令に係る會社の設立、資本増加、株金拂込、社債募集等もその多くは事業設備の新設、擴張又は改良の爲めであるから、茲で重ねてこれ等の事業設備の新

設、擴張又は改良に對し除外規定を設くる必要はないやうなもの、夫れでは他の方法に依り調達された資金を充てる場合が漏れて、行政官廳の認可、許可、免許又は命令せる事業設備の新設擴張又は改良であるに拘らず(註三)、普通の場合と同様に本法の適用を受けることになり、甚だ公平を缺く嫌ひがある所から、行政官廳の許可、認可、免許(註四)又は命令(註四)せる者に付いては、これに使用する資金の何たるを問はず、總て本法の適用外に置くこととした。併し行政官廳が許可、認可、免許又は命令を爲す場合には、本法の主務大臣たる大藏大臣及び商工大臣に協議せねばならぬ(令第六條ノ三)。

(註三九) 此の場合に於ける行政官廳の認可、許可、免許又は命令は、事業設備の新設等を爲さしむる爲めであつて、如何なる資金に依つてこれを爲すかと云ふ點に互つてまで認可、許可、免許又は命令を爲すことを要しない。併し乍ら此の認可、許可、免許又は命令は生産力擴充に重點を置き、専ら事業そのもの、爲めに爲されるものであることを要するのであつて、建築許可の如く保安衛生等の見地よりする單なる建築の爲めの許可の如きものを意味せぬ。従つて工場建築に付いて警察の許可があつた場合でも、別に本法に依る許可を受けなければならぬ。

地方廳に於ける市街地建築物法若しくは都市計畫法に基く建築の認可又は許可、廳府縣令による工場、興

行物、遊戯場、浴場等の設置許可又は警察取締に關する營業許可を爲さんとする場合は、五萬圓（特定の事業設備は三萬圓）の限度を超える事業設備の新設、擴張又は改良を伴ふものと認めらるるときは、本法に依る許可若くは認可を受けたること、又は其の許可若くは認可を要せざるものなることを確めたる上許可する取扱となつてゐる（昭和十四年七月三日附大廳令、内務、商工三省官通部）。

（註四〇） 事業設備の新設に擴張又は改良に付き、行政官廳の認可、許可又は免許を要する事例としては、銀行の支店設置、製鐵會社、工作機械製造會社、航空機製造會社、輕金屬製造會社等の工場建設等にこれを見ることが出来る。

（註四一） 行政官廳が事業設備の新設、擴張又は改良に付いて命令を爲し得る例は、日本銀行、日本興業銀行の支店設置、自動車製造事業、電氣事業、石油精製事業、金製錬事業、工作機械製造事業、航空機製造事業、輕金屬製造事業等に對する設備擴張命令等がある。國家總動員法第十六條に依る總動員業務事業設備令（昭和四年勅令第四二七號）は、總動員業務たる事業に關する設備の新設、擴張又は改良を命ずる爲めに發動された命令である。

三、施行令第四條第一項各號の一に該當する會社、又は第五條第一項但書に該當する資本増加を爲したる會社にして第一回拂込株金又は出資金に依り當該事業設備の新設、擴張又は改良を爲す者

即ち特別の法令に依り設立せられる會社（令第四條第一項第一號）、本法以外の法令に依り設立に付き行政官廳の認可、許可、又は免許を受くべき會社（同第二號）、目的とする事業の全部に付き行政官廳の許可又は免許を受くべき會社（同第三號）等は、何れも其の設立に付き本法の認可を要せず、また資本増加に付き行政官廳の認可、許可若くは免許を受けたる會社は、重ねて本法に依る資本増加の認可を受くることを要しないことになつてゐるから、これ等の會社が其の第一回拂込株金又は出資金に依り、事業設備の新設、擴張又は改良を爲す場合も、これを本法の適用から除外した。

四、施行令第六條第一項但書に該當する會社にして第二回以後の拂込株金又は社債收入金に依り當該事業設備の新設、擴張又は改良を爲す者

即ち第二回以後の株金の拂込又は所謂社債募集に付き、行政官廳の認可、若くは免許を受けたる會社、又は行政官廳の命令に依りこれを爲す會社は、これに付き重ねて本法の許可を受くることを要しないのであるが、これ等の會社が其の第二回以後の拂込株金又は社債收入金に依り、事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする場合にも同様許可を要しないこととした。

事業設備の新設、擴張又は改良に付き、本法の適用を受けない者は極めて小範圍に限られ、こ

れ等の許可を受くる要なき者を除けば、其の他は悉く許可を受くることを要する。即ち――

- 一、個人
 - 二、会社以外の法人
 - 三、資本金二十萬圓未満の会社
 - 四、三萬圓以上五萬圓未満の事業設備の新設、擴張又は改良を爲す資本金二十萬圓以上の会社
- 此のうち(四)は経過的存在であつて、事業設備の新設、擴張又は改良に對する要許可限度は従來五萬圓であつたから、五萬圓以上のものは許可を受けてゐるが、昭和十四年四月の改正に依り、特定の事業設備は其の限度を三萬圓に引下げた爲め、改正前より既に着手してゐたものうち、三萬圓以上五萬圓未満のものは許可を受けてゐない。そこでこれが爲め特に経過規定を設け、資本金二十萬圓以上の会社が新たに三萬圓以上五萬圓未満の事業設備の新設、擴張又は改良に着手中の場合に於いては、個人、会社以外の法人及び資本金二十萬圓未満の会社が現に事業設備の新設、擴張又は改良に着手してゐる場合と共に、其の工事が改正實施後一箇月内に完成する見込のない場合に限り、許可申請書を提出せしむることとしたのであつて(別第十一條第三項)、此の經

過規定は曾て事業設備の要許可限度を、十萬圓から五萬圓に引下げた當時に定めた處と同様趣旨である(昭和十三年八月三十一日)。

また昭和十四年四月の改正前に於いては、株金の拂込、社債の募集又は金融機關よりの借入に依らずして、命令の定むる限度を越ゆる事業設備の新設、擴張又は改良を爲すに付き、許可を要したのは資本金二十萬圓以上の会社であつたが、此の規定を会社以外の法人及び個人にも及ぼすに當り、会社に付いては資本金の制限を撤廢した。故に現在では事業設備の新設、擴張又は改良に關する限り、如何なる会社も總て許可を受くることを要するのである。

許可申請の手續

本法の適用を受くる事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする者は、左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書(正副二通、控一通)を日本銀行の本店又は支店を経て、大藏大臣及び農林大臣又は商工大臣に提出せねばならぬ(別第十一條第一項)。

- 一、申請者の住所及び氏名、商號又は名稱
- 二、会社に在りては其の資本金額及び拂込資本金額

三、事業設備の新設、擴張又は改良に関する計畫及び其の豫算の概要並に資金の調達方法
四、事業設備の新設、擴張又は改良を必要とする事由

これ等各項目に付いては前段に於いて述べたる説明を参照せられたい。尙ほ此の申請書(正副二
通控一通)には左の書類を添附することを要する(附第十一、
第十二項)。

一、会社に在りては定款並に最終の貸借対照表及び損益計算書、会社以外の法人に在りては定
款、寄附行為又はこれに準すべきもの、並に事業及び資産負債の概要を知るに足る書類、個
人に在りては現に營む事業の概要を知るに足る書類(人格なき團體の爲にするものなるときは其の
團體の規約並に事業及び資産負債の概要を知るに足る書類)

二、事業設備の新設、擴張又は改良に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書
報告の検査

政府は事業設備の新設、擴張又は改良を爲す者より工事進行状況、竣工の時期或は資金の調達
方法等の報告を徴し、また必要ありと認むる時は、帳簿其の他の検査を行ひ、以つて事業設備の
新設等に関する實情を知るの資に供することとした(附第十二、
第十三項)。

第四章 資金の供給及び吸収